

牟岐町

公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 改定



徳島県牟岐町

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の位置付け	2
4. 計画期間	3
5. 対象施設	3
第2章 牟岐町の概要	5
1. 地勢と自然環境	5
2. 人口の推移	6
3. 人口の推移	7
4. 産業と地域の特性	8
5. 財政の状況と課題	9
(1) 財政状況	9
(2) 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察	11
第3章 公共施設等の現状と課題	12
1. 建築系公共施設の現況	12
(1) 建築系公共施設の保有状況	12
(2) 築年別整備状況	13
2. インフラ系公共施設の現況	14
(1) インフラ系公共施設の保有状況	14
(2) 設置年別整備状況	15
3. 公共施設等の管理上の課題	17
第4章 公共施設等の将来更新費用の算定	18
1. 将来更新費用の算定方法と前提	18
(1) 基本的な考え方	18
(2) 対象施設について	18
(3) 前提条件	18
(4) 公共施設等の更新費用試算に使用するデータ	19
(5) 更新単価	19
(6) 試算ソフトの性質	20
2. 将来更新費用の試算	21
(1) 過去5年間における公共施設等の投資的経費	21
(2) 公共施設等全体の将来更新費用	22
(3) 建築系公共施設の将来更新費用	25
(4) インフラ系施設の将来更新費用	27
第5章 公共施設等に関する考え方	30
1. 公共施設等の管理に関する基本方針	30

2. 整備・管理に関する取組方針	31
3. 実施方針	33
(1) 点検・診断等の実施方針	33
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	34
(3) 安全確保の実施方針	35
(4) 耐震化の実施方針	37
(5) ユニバーサルデザイン化の実施方針	37
(6) 長寿命化の実施方針	38
(7) 更新および統合や廃止等の実施方針	39
(8) 管理の実施体制の実施方針	41
第6章 公共施設等総合管理計画の実施体制	42
1. 情報管理と推進体制の構築	42
(1) 施設情報の一元化	42
(2) 横断的な推進体制	42
(3) 職員研修	42
2. 個別施設計画の策定	43
3. 財政との連携	43
4. フォローアップの実施方針	44
5. 住民との協働	45
第7章 施設類型別の管理に関する考え方	46
1. 建築系公共施設の管理に関する基本的方針	46
(1) 学校教育系施設	46
(2) 公営住宅	46
(3) 町民文化系施設	46
(4) 社会教育系施設	47
(5) スポーツ・レクリエーション系施設	47
(7) 子育て支援施設	47
(8) 保健・福祉施設	48
(9) 行政系施設	48
(10) 公園	48
(11) その他	48
2. インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針	49
(1) 道路	49
(2) 橋りょう	49
(3) トンネル	49
(4) 上水道	50
資料 建築系公共施設一覧	51

第1章 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景

私たちの暮らしや社会経済活動は、道路・鉄道・港湾等の産業基盤や上水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤等になる公共施設によって支えられています。しかし、これらの公共施設等を建設し、維持運営していくためには想像以上のコストがかかっています。

これまで、地方公共団体においては、昭和40年代以降に、人口増加や住民ニーズの多様化に対応するため、学校や公民館、コミュニティセンター等の建築物をはじめ、道路や上下水道等のインフラを含めた公共施設の整備を進めてきました。しかし、初期に建設された公共施設は既に40～50年を経過し、物理的な限界に近づいています。そして、これらの老朽化が進行している公共施設等については、近い将来、あるいは既に現時点で、改修や更新の時期が集中的に訪れ、多額の事業費が必要となってきています。

また、今後、本格的な人口減少や少子高齢化が同時進行することが見込まれ、それらに伴う住民ニーズの変化への対応も必要となります。従来と同じ考え方で公共施設の整備を続けていくことは、他の行政サービスへ影響を及ぼすことも考えられ、計画的に対応策を講じていくことが求められています。

こうした状況から、国が「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）を策定したことにより、インフラの維持管理・更新等の着実な推進を求められるとともに、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総務大臣通知）では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画の策定を全ての地方公共団体に対して要請されました。

そこで、本町ではこれまでの取組を踏まえ、全ての公共施設等を対象とした、平成29年3月に「牟岐町公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。その後、この計画を具体化するため、各施設の長寿命化を図ることを目的に、令和2年度までに公共施設やインフラ系公共施設の個別施設計画等を策定しました。

この間、国は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成30年2月）を示し、令和3年1月に総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての留意事項」を公表し、個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを求めていました。

本計画策定から5年が経過し、これらの背景や目的に加え、社会基盤である公共施設等のマネジメントを行うことは、市民の安心・安全な暮らしの確保はもとより、持続可能なまちづくりに繋がる非常に重要な取組となります。本計画を推進していくうえでは、国連が提唱しているSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に繋がるものとして位置づけ、『住み続けられるまちづくり』をめざしていきます。

これらを踏まえ、さまざまな社会状況を考慮しながら、公共施設等の現況や課題などを把握するとともに、国や県の動きと歩調をあわせ、本計画の改訂を行います。



2. 計画策定の目的

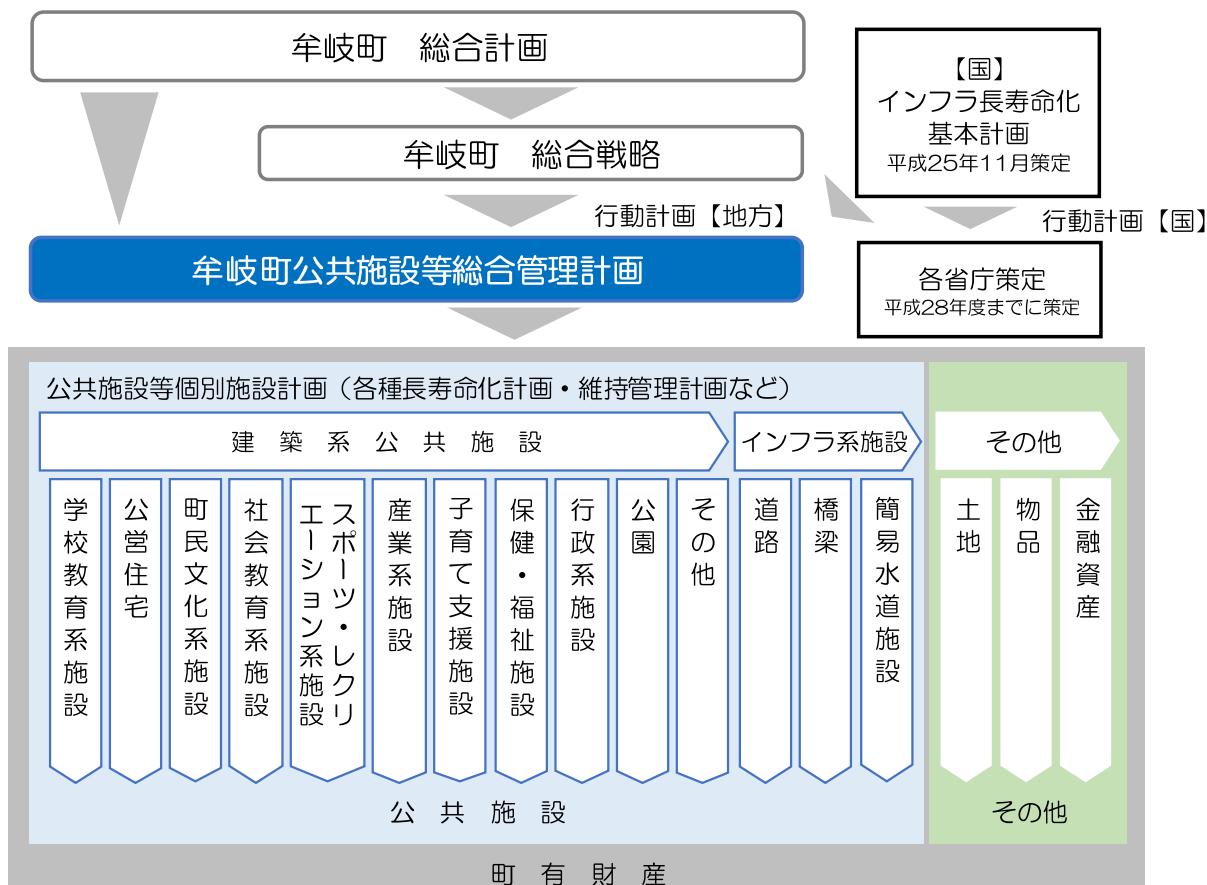
本町では、これまで、建物の適切な維持管理や修繕、耐震化等に努めてきましたが、平成29年3月、建物やインフラを含めた、公共施設等全体を取り巻く環境や現状を総合的に把握するとともに、長期的な観点から、維持管理、更新にかかる費用の縮減や財政負担の平準化等に向けた方針を整理し、公共施設等の維持管理の最適化に向けていくために、「牟岐町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本計画は、今まで各部署において取り組まれてきた個別の施設類型ごとに進められている長寿命化等の対策を、一元的に把握し、今後の本町公共施設等の総合的なマネジメントの実施に役立てる目的とします。

3. 計画の位置付け

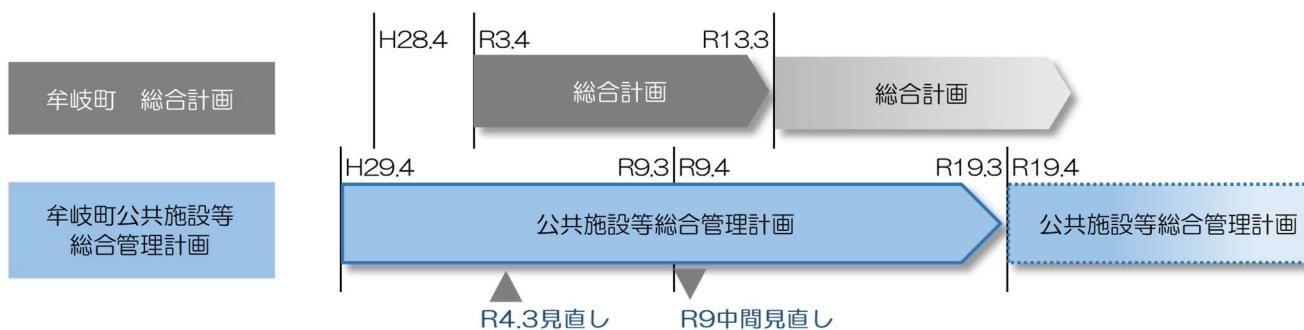
公共施設等は、各々の管理だけではなく、公共施設等全体を捉えて総合的・戦略的に維持・管理していくことが必要になります。このため、本計画は町の最上位計画である「牟岐町総合計画」をはじめとして、他の関連計画・部門別計画との整合を図り、公共施設等全体の維持・管理についての基本的な方向性を示すものです。

【インフラ長寿命計画の体系と計画の位置づけ】



4. 計画期間

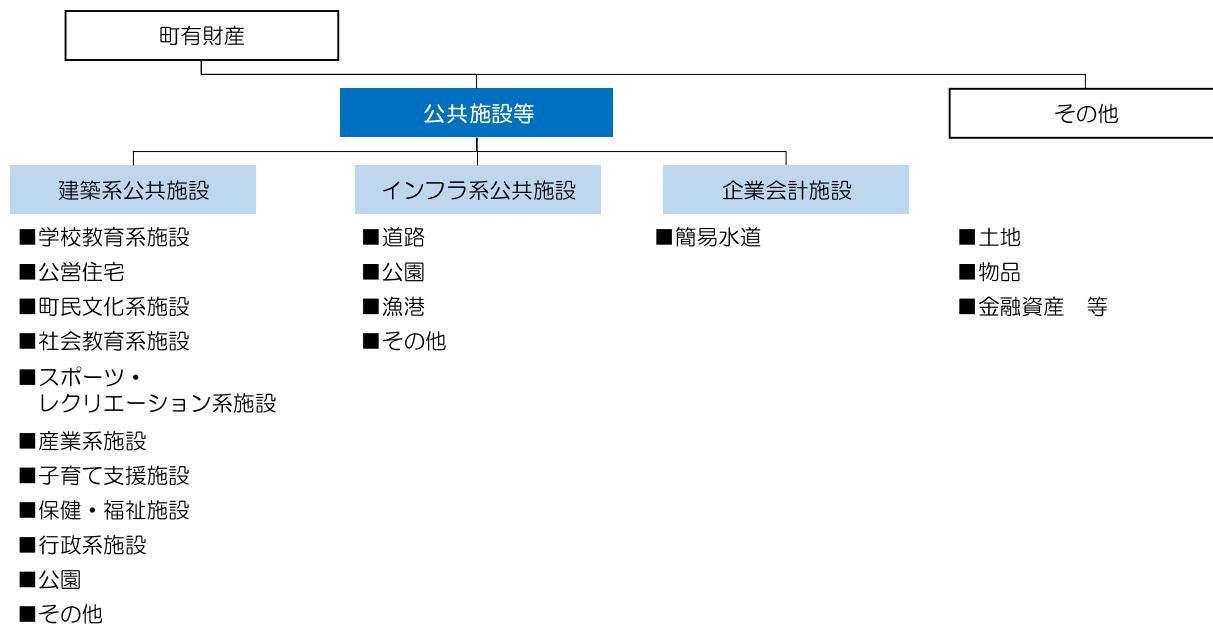
本計画の計画期間は、公共施設等における持続性や耐久性など中長期的な観点が必要であることから、平成 29 年度から令和 18 年度までの 20 年間とし、国の要請に応じて令和 4 年 3 月に見直しを実施しました。また、本計画の中間年にあたる令和 9 年度に再度見直しを行うものとします。財政状況や制度、社会情勢等の変化など、必要に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとします。



5. 対象施設

本計画で対象とする公共施設等は、本町が保有する町有財産のうち、建築系公共施設とインフラ系施設（道路・公園・漁港・その他・簡易水道）とします。各公共施設等の分類は以下のとおりです。

【計画の対象】



【各施設の分類表】

【建築系公共施設の分類表】			
類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系 公共施設 (ハコモノ)	学校教育系施設	学校	小学校・中学校・旧学校施設
		その他教育施設	給食センター
	公営住宅	公営住宅	公営住宅
	町民文化系施設	集会施設	集会所・コミュニティセンター
		文化施設	文化センター・地域活性化センター
	社会教育系施設	博物館等	木造モデル施設
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民体育館・町民プール
	産業系施設	産業系施設	漁村センター・農水産物処理加工施設・交流施設
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	保育園
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	ディサービスセンター・高齢者交流施設
		保健施設	保健福祉センター
	行政系施設	庁舎等	町役場庁舎
		消防施設	消防倉庫
		その他	防災行政無線中継局
	公園	公園	公衆トイレ
	その他	その他	倉庫・公衆トイレ・火葬場

【インフラ系公共施設の分類表】			
類型区分	大分類	中分類	小分類
インフラ系 公共施設	道路	道路	一級町道・二級町道・その他の町道・農道・林道
		橋りょう	コンクリート橋・鋼橋・その他
		トンネル	トンネル
	公園等	公園	都市計画公園
	漁港	漁港	防波堤・防潮堤・防砂堤・護岸・突堤・その他
	その他	その他	防火水槽

【企業会計施設の分類表】			
類型区分	大分類	中分類	主な施設
企業会計施設	簡易水道	簡易水道	送水管・配水管

第2章 牟岐町の概要

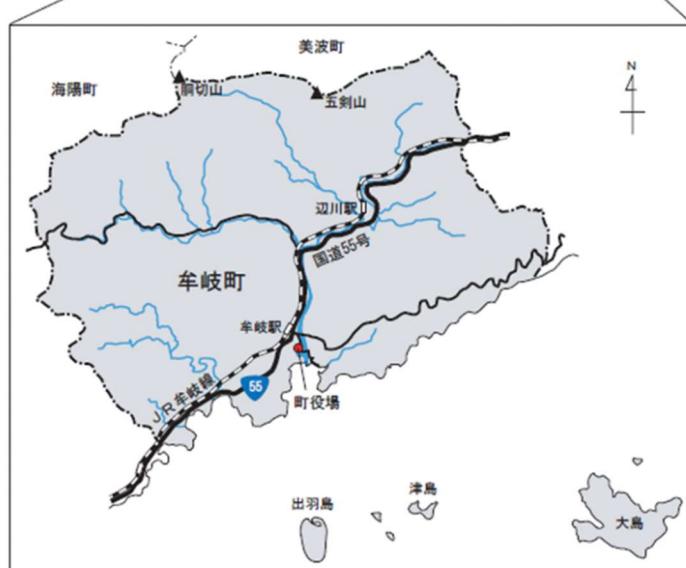
1. 地勢と自然環境

本町は、徳島県の南部に位置する海部郡の中央にあり、南は太平洋に面しています。東西は 8.1 km、南北は 5.8 km あり、面積は 56.62 km² あります。また、北は町境に胴切山をはじめ、矢筈山、五剣山等の山々が連なり、町域の大部分は山地となっています。さらに、町のほぼ全域が周囲の山々から発する牟岐川の流域となっており、古くから農業が発達してきました。

海岸の大部分が切り立った断崖に続く荒磯で、かつては土佐街道の難所でもありました。現在は国道が整備され、牟岐町から美波町に至る延長 18 キロメートルの道路は「南阿波サンライン（県道日和佐牟岐線）」として、海岸線に沿って走る起伏にとんだ眺望の美しいドライブゾーンに生まれ変わっています。

また、景勝・八坂ハ浜は室戸阿南海岸国定公園の白眉といわれ、その風光明媚な豊かな 3 つの島が浮かび、たくさんの観光客が訪れています。

【牟岐町の位置】



資料：牟岐町総合計画

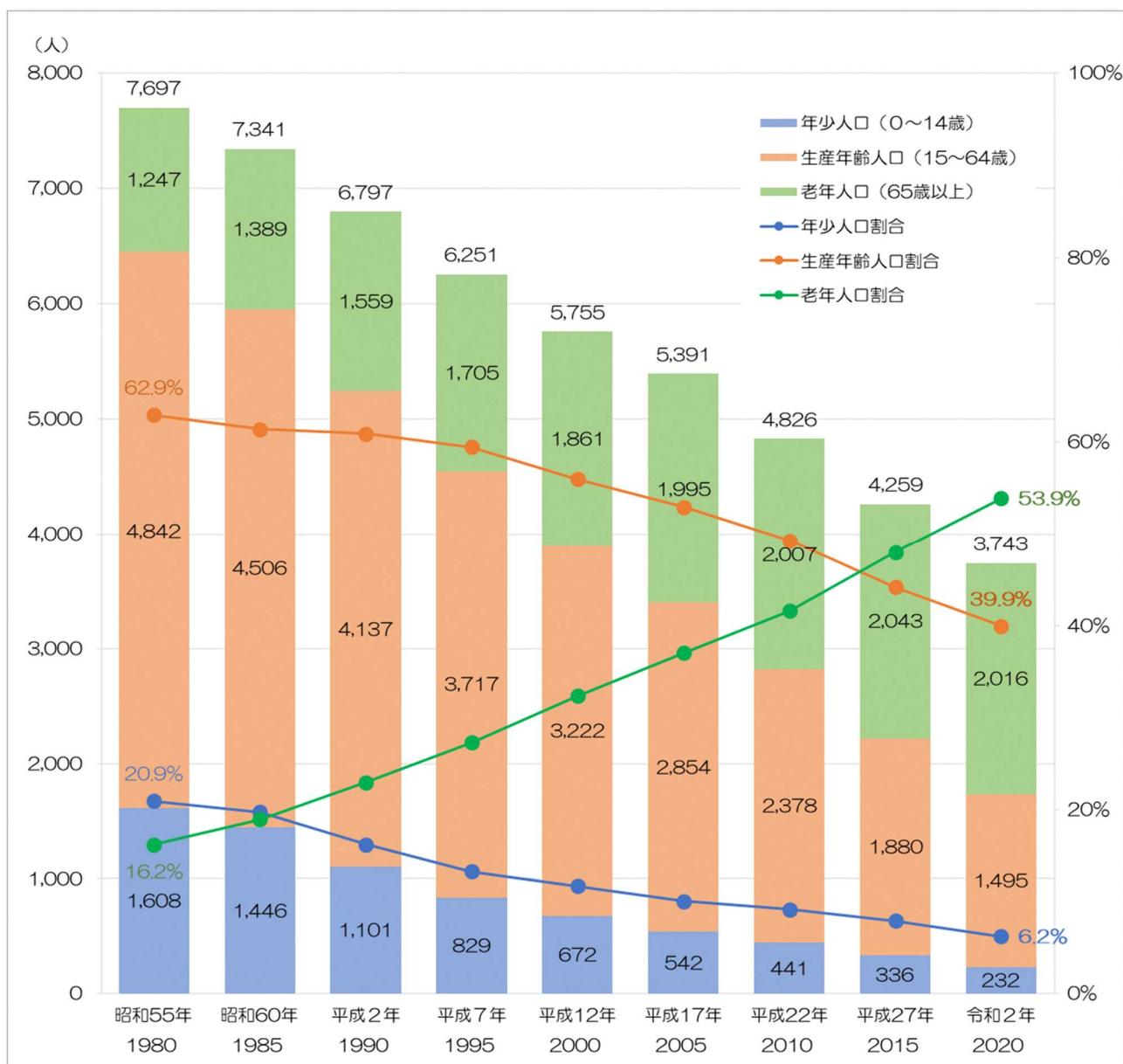
2. 人口の推移

本町の総人口は、国勢調査によると昭和 55 年以降、減少を続けています。平成 22 年には 5,000 人を下回り、令和 2 年には 3,743 人となっています。

人口構成については、年少人口（0～14 歳）の減少と老人人口（65 歳以上）の増加の傾向が続いている一方で、平成 2（1990）年からは老人人口が年少人口を上回るようになりました。令和 2 年度では、老人人口の割合が総人口の過半数を占めるようになりました。

また、生産年齢人口（15～64 歳）についても減少傾向にあり、人口減少と少子高齢化が顕著となっています。

【人口の推移】



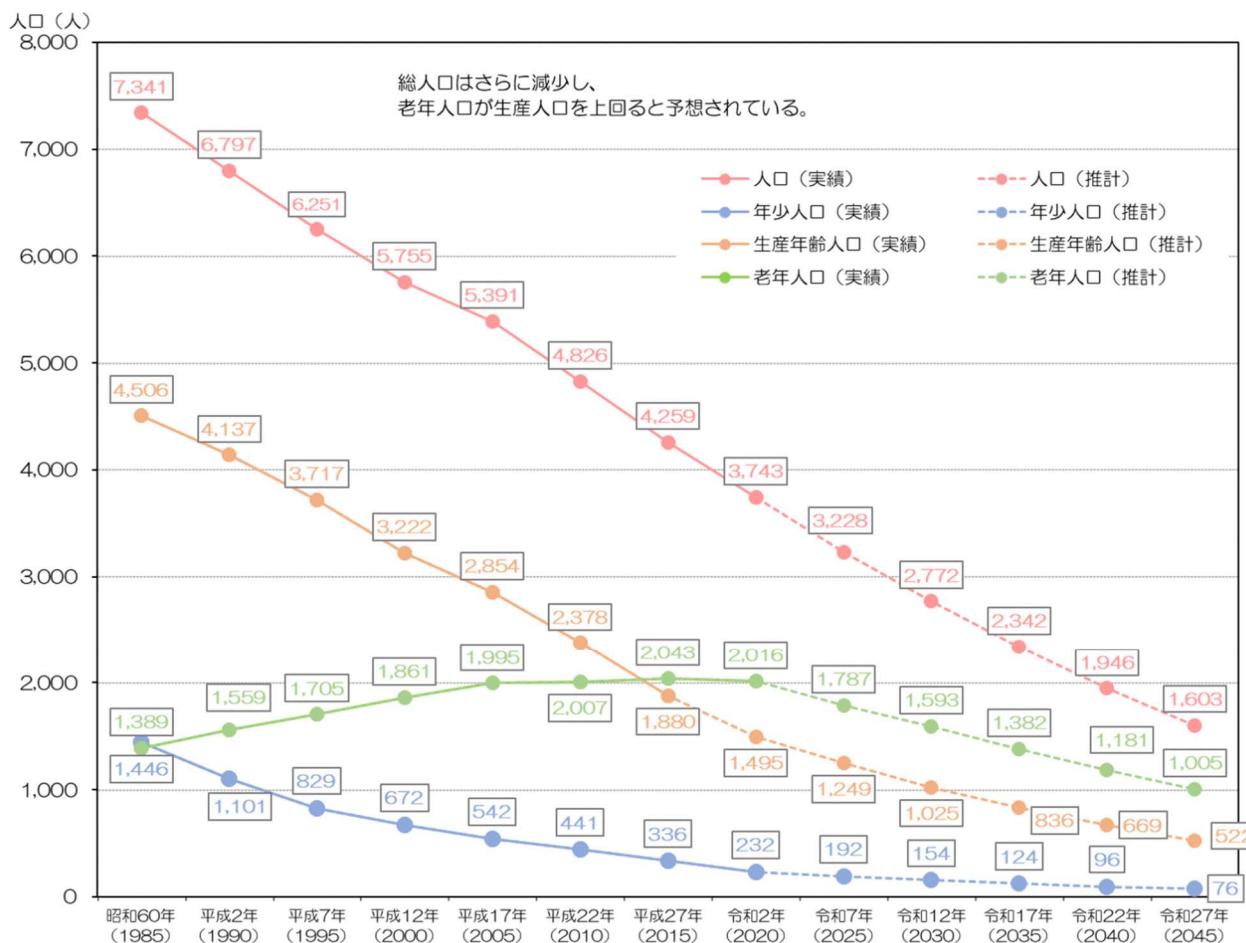
資料：各年国勢調査

※総人口には年齢不詳を含む。端数処理のため合計が一致しない場合がある。（以下同）

3. 人口の推移

令和2年3月に改定した「牟岐町人口ビジョン」による本町の将来人口推計では、令和42年時点での目標人口を1,400人～1,800人として定め、長期的に人口減少の抑制と少子高齢化の進行を緩和することを目標としています。

【将来人口の推計】



単位：人										
名称	区分	昭和60年(1985)	平成2年(1990)	平成7年(1995)	平成12年(2000)	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)	令和7年(2025)
実績人口	牟岐町総人口	7,341	6,797	6,251	5,755	5,391	4,826	4,259	3,743	
	年少人口（0～14歳）	1,446	1,101	829	672	542	441	336	232	
	生産年齢人口（15～64歳）	4,506	4,137	3,717	3,222	2,854	2,378	1,880	1,495	
	老年人口（65歳以上）	1,389	1,559	1,705	1,861	1,995	2,007	2,043	2,016	
推計人口	牟岐町総人口推計								3,228	2,772
	年少人口（0～14歳）								192	154
	生産年齢人口（15～64歳）								1,249	1,025
	老年人口（65歳以上）								1,787	1,593

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

4. 産業と地域の特性

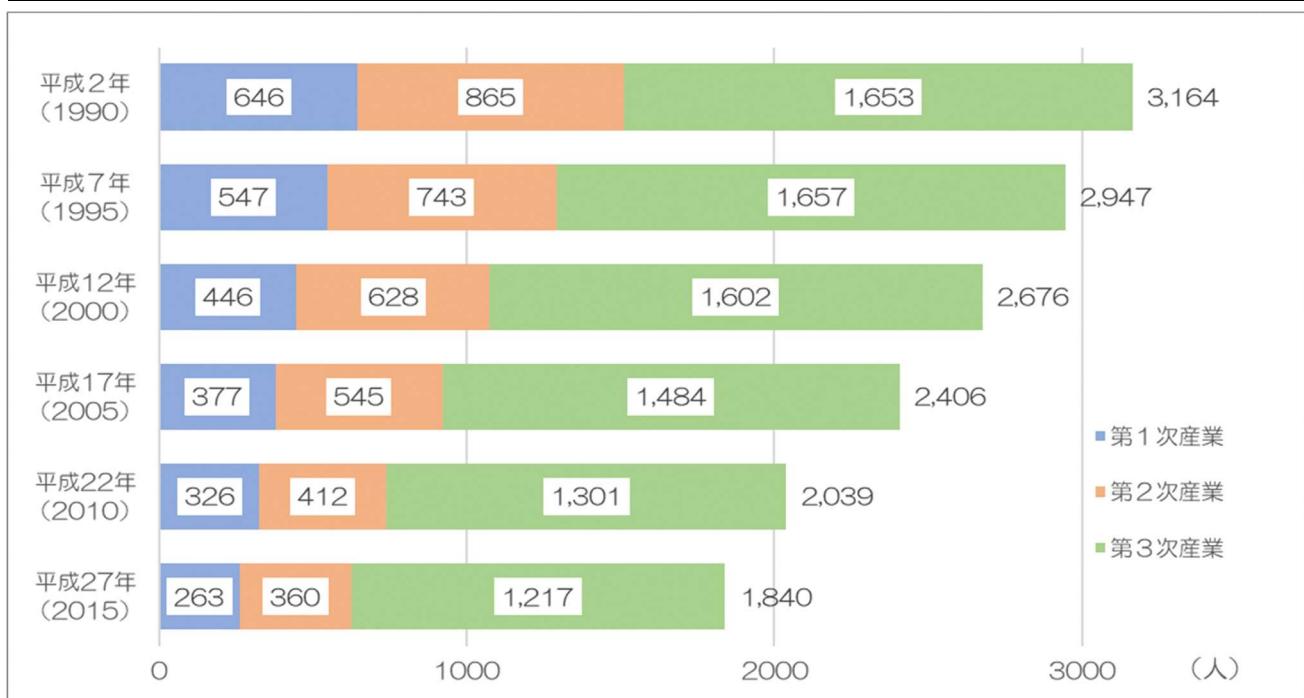
本町の就業者総数は、人口の動向を反映して減少傾向で推移し、平成27年国勢調査では1,840人となっています。

産業3部門別の構成として、第1次産業（農業・林業・水産業など）は14.3%、第2次産業（建設業・製造業など）は、19.5%で就業者数と就業人口比は共に減少が進んでいます。一方、第3次産業（その他）は、66.0%で就業者数は減少していますが、就業人口比は増加しています。

第1次産業の構成比率（14.3%）を全国平均（4.0%）及び徳島県平均（8.5%）と比較すると、平均を大きく上回り、農林水産業を中心の町であることを示しています。

【就業人口の推移】

項目	年	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
就業者総数		3,164	2,947	2,676	2,406	2,039	1,840
第1次産業		646	547	446	377	326	263
		20.4%	18.6%	16.6%	15.6%	16.0%	14.3%
第2次産業		865	743	628	545	412	360
		27.3%	25.2%	23.4%	22.6%	20.2%	19.5%
第3次産業		1,653	1,657	1,602	1,484	1,301	1,217
		52.2%	56.2%	59.8%	61.6%	63.8%	66.0%
就業率		55.6%	54.4%	52.7%	49.7%	46.5%	47.0%



資料：各年国勢調査

5. 財政の状況と課題

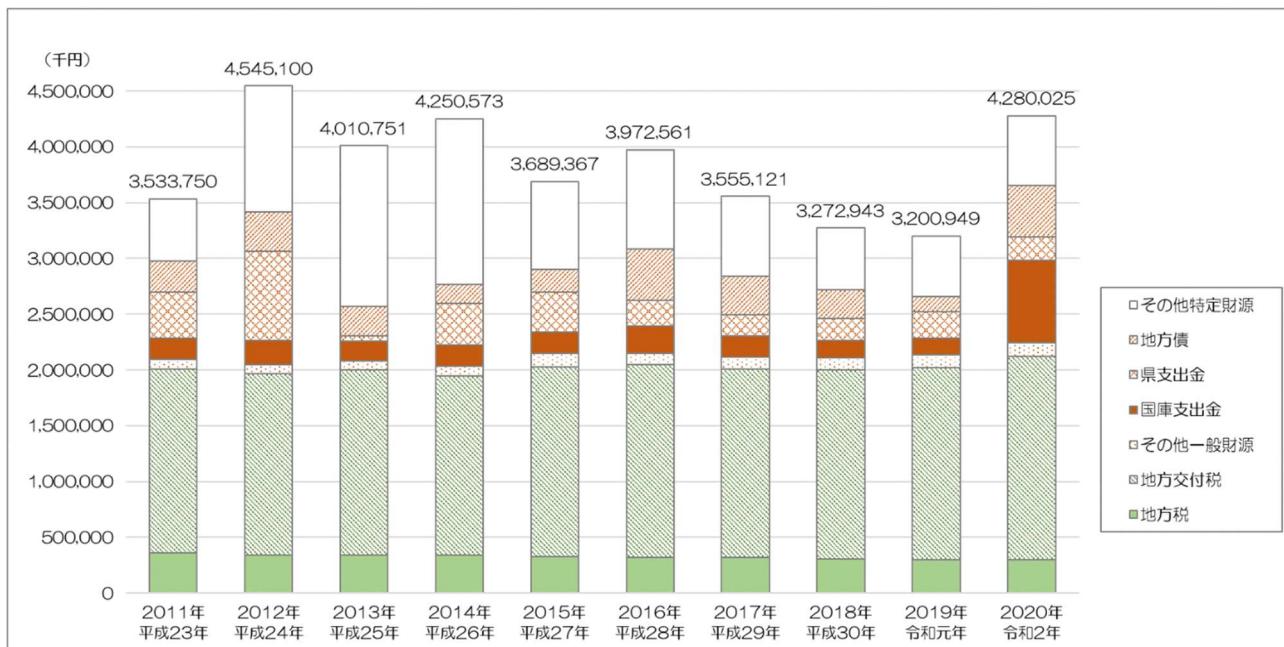
(1) 財政状況

① 歳入

本町の過去10年の歳入総額平均は約38.3億円です。近年減少傾向でしたが、令和2年度は例年よりも国庫支出金が多く、歳入総額が約42.8億円と例年より高くなっています。

また、主な自主財源である地方税収入については、近年3.0億円程度で推移しています。

【歳入の推移】



(単位：千円)

	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和2年
地方税	357,184	336,324	339,917	337,891	324,287	322,212	316,084	308,822	302,102	301,368
地方交付税	1,646,229	1,628,865	1,657,155	1,610,807	1,704,036	1,721,649	1,693,395	1,692,312	1,718,748	1,818,306
その他一般財源	89,994	81,014	85,220	86,318	123,456	106,565	108,766	109,517	111,989	126,063
地方債	276,718	348,621	265,611	168,107	208,879	458,500	339,500	259,600	139,700	461,600
国庫支出金	190,746	215,082	173,546	187,993	186,029	245,080	188,754	154,137	150,963	737,232
県支出金	414,600	803,000	46,080	373,600	356,700	227,189	190,297	194,151	236,061	206,333
その他特定財源	558,279	1,132,194	1,443,222	1,485,857	785,980	891,366	718,325	554,404	541,386	629,123
歳入合計	3,533,750	4,545,100	4,010,751	4,250,573	3,689,367	3,972,561	3,555,121	3,272,943	3,200,949	4,280,025

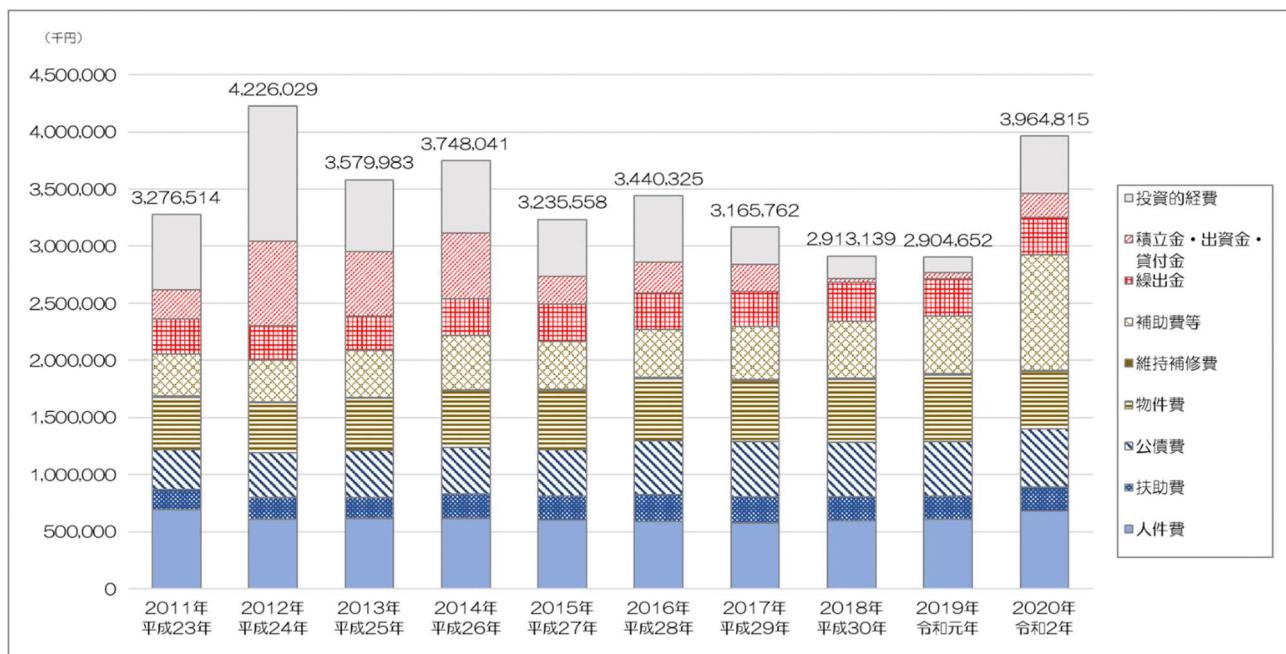
② 歳出

歳出のうち、人件費については平成 29 年度までは減少傾向にありました。過去 3 年間は増加しています。扶助費は、平成 28 年度までは増加していましたが、過去 3 年間は減少傾向がみられます。補助費は、令和 2 年度に増加しており、今後も継続的な負担に加え更なる増加が懸念されます。

投資的経費は年度による差が大きくなっていますが、平成 24 年度に大きくなっていますが、近年減少傾向で推移しています。

また、物件費については平成 23 年度以降、増加傾向で推移しています。

【歳出の推移】



(単位 : 千円)

	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和2年
人件費	691,524	610,624	614,829	612,839	601,483	587,798	577,814	596,869	604,984	681,667
扶助費	178,195	187,114	182,493	216,960	208,967	237,633	225,983	209,316	209,062	205,997
公債費	349,193	394,660	413,851	403,533	406,983	471,036	485,209	478,797	473,960	510,046
物件費	457,047	436,463	455,646	499,966	518,900	544,083	530,316	547,762	585,314	505,803
維持補修費	10,329	9,708	9,090	9,599	10,887	9,367	10,128	10,152	9,943	9,464
補助費等	369,172	363,899	409,303	474,584	416,995	418,999	468,161	502,590	504,465	1,014,003
繰出金	303,528	301,526	303,293	320,446	329,630	324,351	308,953	338,031	328,143	324,416
積立金・出資金・貸付金	259,622	740,815	565,430	578,784	238,037	268,029	233,932	29,000	54,842	207,227
投資的経費	657,904	1,181,220	626,048	631,330	503,676	579,029	325,266	200,622	133,939	506,192
合計	3,276,514	4,226,029	3,579,983	3,748,041	3,235,558	3,440,325	3,165,762	2,913,139	2,904,652	3,964,815

（2）人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

人口の減少や、基幹産業である農業、漁業の不振、また町内に大きな企業が無く財政基盤が弱いことから、財政力指数では、類似団体平均をやや下回っている状況にあります。

歳入面については、本町の産業構造からはあまり大きな税収増は期待できない状況です。法人町民税は企業業績と景気の影響を大きく受けるため予想が難しく、また、今後は生産年齢人口の減少に伴い個人町民税の減少も予想されます。

歳出面では、義務的経費の増加が予想されます。人件費は職員の定員管理等により減少傾向ですが、近年増加しています。少子高齢化の進行等による扶助費の増加が見込まれます。

今後も進行していくことが予想される人口減少と少子高齢化は、これから本町の財政状況に大きな影響を与えていくことにつながっていくため、慎重な財政運営が求められるとともに、厳しい財政状況にあっても、財政の健全性を確保しつつ、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営に努めていく必要があります。

第3章 公共施設等の現状と課題

1. 建築系公共施設の現況

(1) 建築系公共施設の保有状況

本計画が対象とする建築系公共施設の棟数は、137 棟、総床面積は 45,317 m²となり、住民一人あたり*の床面積は 12.11 m²となっています。このまま同量の建築系公共施設を保有し続けた場合、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）に基づく住民一人あたりの床面積は、令和 17 年には 19.3 m²、令和 27 年には 28.3 m²になると予想されます。

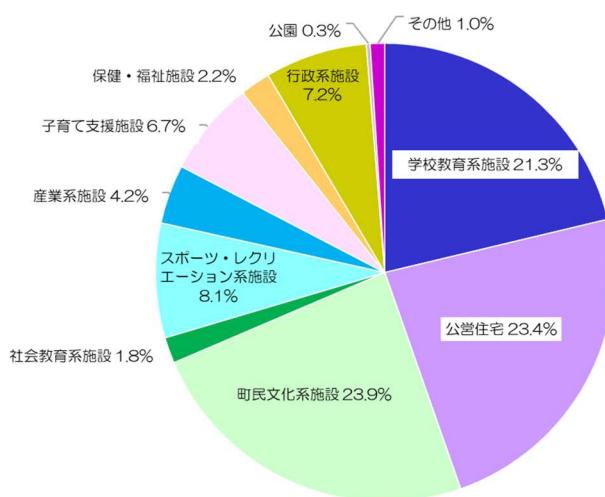
住民一人あたりの床面積の増加に伴い、公共施設等の維持に係る住民の皆さまの負担が大きくなっていくことが予想され、施設総量の適量化（縮小化）が必要になると考えられます。

施設分類別の延床面積では、町民文化系施設が最も多く、次いで、公営住宅、学校教育系施設となっており、この3つの分類の施設で施設全体の総床面積のうち約 70% を占めています。

*令和 2 年国勢調査 3,743 人での比較

施設類型分類	施設対象棟数	延床面積	構成比
学校教育系施設	9	9,639 m ²	21.3%
公営住宅	58	10,586 m ²	23.4%
町民文化系施設	26	10,848 m ²	23.9%
社会教育系施設	1	830 m ²	1.8%
スポーツ・レクリエーション系施設	4	3,661 m ²	8.1%
産業系施設	10	1,889 m ²	4.2%
子育て支援施設	2	3,037 m ²	6.7%
保健・福祉施設	3	975 m ²	2.2%
行政系施設	13	3,270 m ²	7.2%
公園	2	119 m ²	0.3%
その他	9	463 m ²	1.0%
合 計	137	45,317 m ²	100.0%

【施設別床面積量の割合】



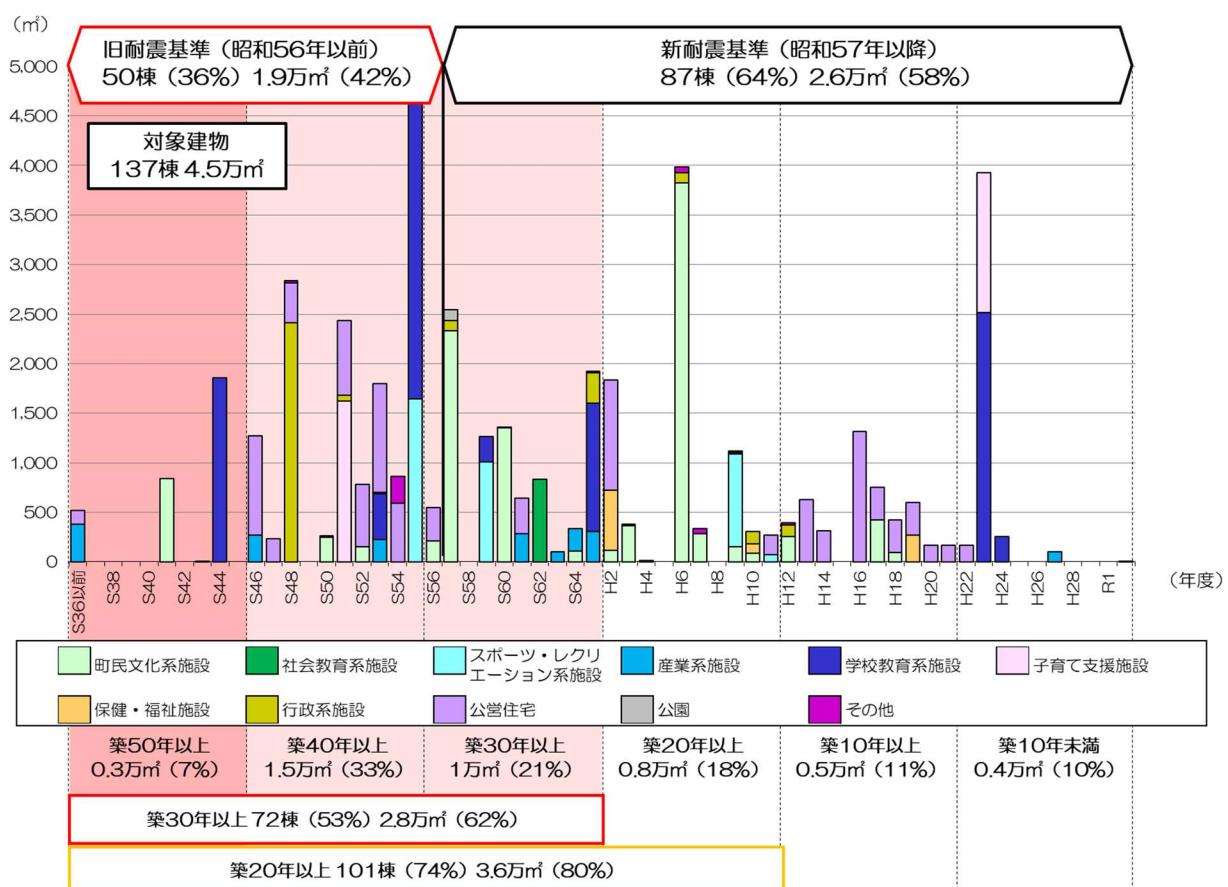
(2) 築年別整備状況

本町の建築系公共施設の築年別整備状況をみると、昭和 55 年度、平成 6 年度、平成 23 年度に大きな整備がされています。施設類型別でみると、公営住宅と町民文化系施設の整備が昭和 40 年代後半から継続的に行われています。

築年数でみると、建築後 40 年を経過している施設面積の構成は 40.4% (47 棟、18,321 m²)、30 年以上 40 年未満は 21.1% (25 棟、9,550 m²)、20 年以上 30 年未満は 18.2% (29 棟、8,236 m²) となっており、築 20 年以上の施設量で約 80% となっています。

耐震基準については、旧耐震基準となる昭和 56 年 5 月以前に建てられた施設量が 50 棟 (18,869 m²、41.8%) となっており、そのうち、耐震補強が行われていない施設量が 41 棟 (11,804 m²、26.1%) で、老朽化・耐震化への対策が必要となっています。

【建築年度別施設整備量】



2. インフラ系公共施設の現況

(1) インフラ系公共施設の保有状況

本計画が対象とするインフラ系公共施設は、道路（道路、橋りょう、トンネル）、公園（都市計画公園）、漁港（漁港施設）、その他（防火水槽）、企業会計施設（簡易水道）とし、その保有状況はそれぞれ以下のとおりとなっています。

① 道路

分類	路線数	実延長（単位：m）
一級町道	5	8,392.30
二級町道	6	9,631.20
その他の町道	230	68,008.90
一般道路合計	241	86,032.40

分類	路線数	実延長（単位：m）
農道	16	10,460.00
林道	10	15,176.00
合計	26	25,636.00

② 橋りょう

橋りょう（道路）

分類	橋りょう数	数量（単位：m ³ ）
コンクリート橋	PC橋	12
	RC橋	78
鋼橋	9	984.27
石橋	1	10.64
合計	100	4,294.84

橋りょう（農道・林道）

分類	橋りょう数	数量（単位：m ³ ）
コンクリート橋	PC橋	1
	RC橋	10
鋼橋	0	0.00
石橋	0	0.00
合計	11	287.85

分類	橋りょう数	数量（単位：m ³ ）
コンクリート橋	PC橋	13
	RC橋	88
鋼橋	9	984.27
石橋	1	10.64
合計	111	4,582.69

③ トンネル

分類	本数	実延長（単位：m）
道路トンネル	2	128.00
合計	2	128.00

④公園

分類	施設数	供用面積（単位：ha）
公園	都市計画公園	1
	地区公園	4.7
	街区公園	1
	合計	0.13
	合計	4.83

⑤港湾施設・漁港

防波堤・防潮堤・防砂堤			護岸・突堤等		
分類	施設数	数量(単位:m)	分類	施設数	数量(単位:m)
防波堤	コンクリート	1	粗石	2	29.55 74.50
	粗石	2			
防潮堤	コンクリート	3			460.90
	粗石	1			0.00
防砂堤	コンクリート	1			9.50
		合計			574.45

⑥その他

分類	数量	備考
防火水槽	40t級	20
	60t級	1 飲料水兼用耐震性貯水槽
合計	21	

⑦簡易水道

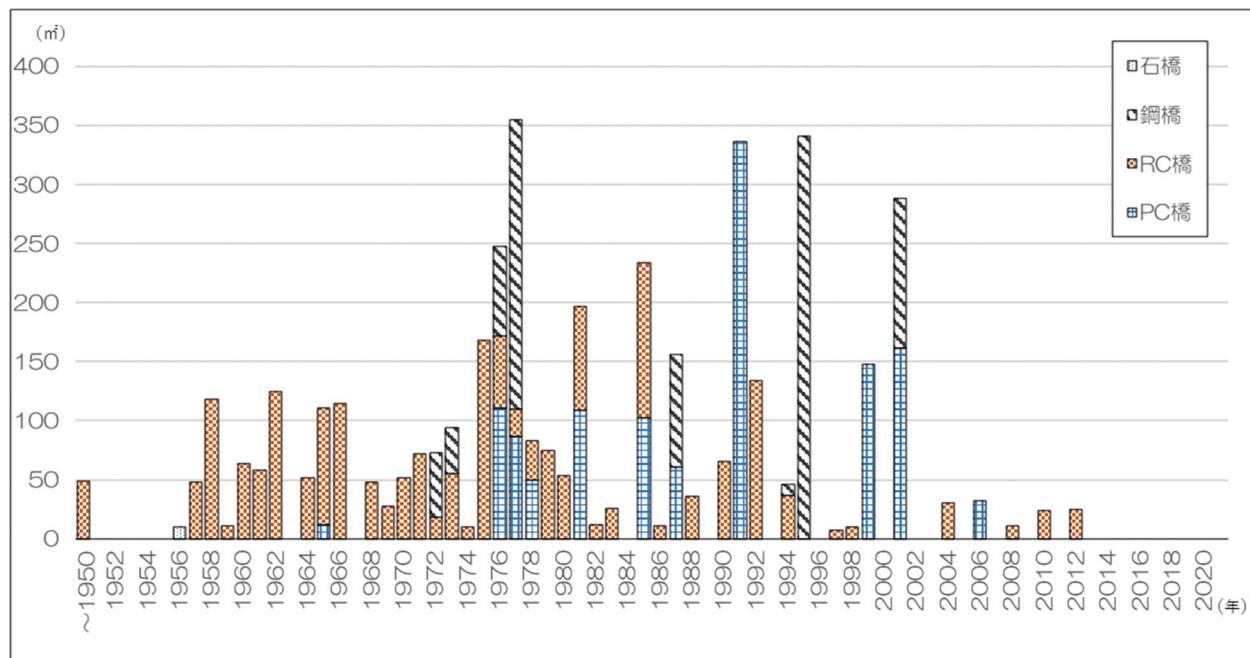
分類	管径	延長(単位:m)
送水管	300mm未満	11,322
配水管	50mm以下	9,073
	75mm以下	17,626
	100mm以下	20,875
	150mm以下	7,188
	200mm以下	3,642
	250mm以下	107
合計	—	69,833

(2) 設置年別整備状況

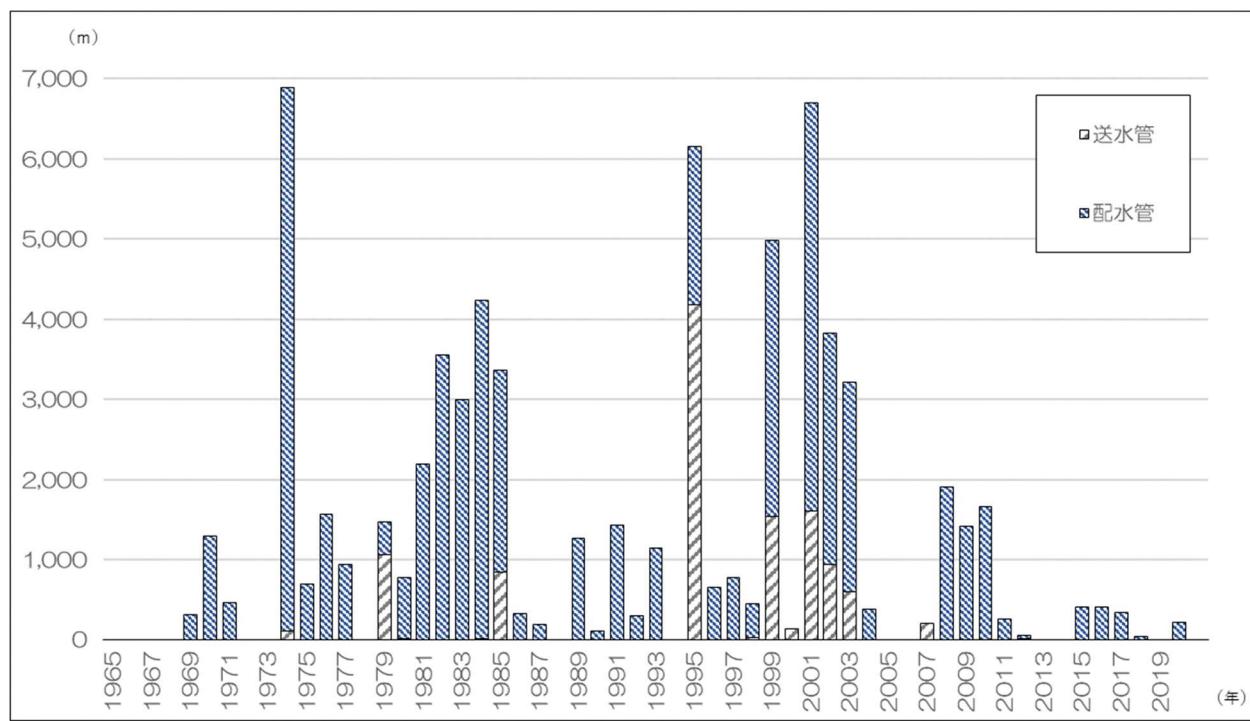
本町のインフラ系公共施設の築年別整備状況をみると、橋りょうについては、大きな整備は平成10年代前半までに完了しています。橋りょうの種別ではRC橋を中心とした整備が中心となっています。

簡易水道については、平成29年度に上水道と簡易水道を統合し、簡易水道事業として運営しています。昭和49年と平成7年・13年に大きな整備をしています。また、昭和50年代後半についても比較的まとまった整備がされており、これらの敷設から更新の目安とされる40年が経過する令和2年頃より、大きな更新費用が必要となってきています。

① 橋りょう



② 簡易水道



3. 公共施設等の管理上の課題

現在までの公共施設（土木インフラ系を含む）の整備状況から、今後は、施設の老朽化に伴い、大規模な改修や更新の時期が継続的に発生することが見込まれます。

本計画では、人口減少や、昨今の厳しい財政的制約において、公共施設等の管理上の課題を以下の2つの側面から抽出し、その課題に対する対応策を記載します。

■課題1：公共施設を維持管理する上での財政上の課題

本町の財政状況は、労働人口の減少等に伴い、税収が減少するなど、財源不足が深刻で、歳入は交付税に頼らざるを得ない状況ですが、人口減少に伴い、交付税も減少の傾向にあります。

また、庁舎の移転建築やごみ処理施設の建替え等の大型事業の計画もあり、公共施設の維持管理費は、さらなる財政的な制約（圧迫）が予想されます。

限られた予算の中で、財政上の課題に対応するためには、総論では第5章「公共施設の考え方」(P30～)に基づき、各論では、各個別施設計画の具体的施策に従い、計画に沿った上で、過疎債等を上手く活用した取組が必要となります。

■課題2：公共施設を維持管理する上での過疎地域による課題

本町は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）」第2条第1項の規定により過疎地域となる市町村に指定されています。これらの過疎地域は、「国土・環境の保全」や「水や食料の供給」、「美しい景観」や「地域の歴史・文化の継承」など、多面的な機能を有しており、農山漁村のみならず、都市住民の安全・安心な暮らしを支えている「国民共通の財産」です。

また、東京圏への人口集中による大規模災害や新型コロナウイルス等の被害への対策として、デジタル技術等を活用した「新次元の分散型国土」の機運が高まる中、過疎地域の役割は一層重要なものとなっています。

しかしながら、著しい人口減少と高齢化、地域産業の低迷などにより、地域全体の活力が低下しており、特に、地理的条件の厳しい集落などでは、交通手段、医療・福祉、生活環境など、住民生活に関わる多くの課題を抱えています。

こうした中、住民福祉サービスを提供する場として、公共施設の役割は重要であり、これらのサービス水準の提供を維持するためには、ハード面だけでなく、ソフト面においても積極的に取組む事が重要であり、まちづくりと一体となった公共施設の維持管理手法が必要となります。

第4章 公共施設等の将来更新費用の算定

1. 将来更新費用の算定方法と前提

将来更新費用の試算は、大きく2つの考え方で試算しました。対象施設のうち、個別施設計画および長寿命化計画が策定しているものは、計画にて算定している更新コスト計算結果を用いました。それ以外の対象施設は、総務省による更新費用試算ソフトをもとに改修された、一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフト（以下、「試算ソフト」という。）に基づき算定しました。その概略は以下のとおりです。

（1）基本的な考え方

将来の公共施設等の更新費用を推計するにあたり、物価の変動、落札率、国庫補助制度及び地方財政制度の変更等の様々な変動要因がある中で、地方公共団体の規模にかかわらず簡便に推計ができ、将来の財政運営の参考にできることを重視しています。

公共施設等の種類ごとに、耐用年数経過後に、現在と同じ量（面積、延長）で更新すると仮定し、「数量×更新単価」にて40年分を試算します。

（2）対象施設について

本町が保有する学校教育施設、文化施設、庁舎等の建築系公共施設と道路・橋りょう・簡易水道のインフラ系施設を費用算定の対象とします。

なお、建替えを想定していない文化財、河川（投資金額が少ないと主な整備主体が国や県のため）、更新費用を負担しない施設（借り上げ施設等）は更新費用の推計の対象外となります。

また、農道及び林道の更新費用の推計については、算定の基準となる舗装部の面積を今後の調査で把握していくため、対象外となります。

（3）前提条件

【個別施設計画・長寿命化計画策定の施設】

- ① 各計画記載の前提条件と試算結果を用います。

【個別施設計画・長寿命化計画未策定の施設】

- ① 試算ソフトを使用します。
- ② 現在、本町が保有する公共施設等についてそれぞれ同じ面積、延長、設置数等で更新すると仮定します。
- ③ 公共施設等の更新を迎える将来における物価変動率、落札率等は予想が困難であるため考慮しません。

(4) 公共施設等の更新費用試算に使用するデータ

分類		個別施設計画・長寿命化計画等の有無	使用データ
建築系公共施設	学校	有	計画記載試算結果
	公営住宅 (改良住宅)	有	文科省試算ソフト
	その他公共施設	有	計画記載試算結果
インフラ系公共施設	道路	無	試算ソフト
	トンネル	有	試算ソフト
	橋りょう	有	計画記載試算結果
企業会計施設	簡易水道(管路)	有(経営戦略)	試算ソフト

(5) 更新単価

更新費用試算に用いる類型別の単価は以下のとおりです。

① 建築系公共施設

施設大分類	更新単価(単位:万円/m ²)	
	大規模改修	建替え
学校教育系施設	17	33
公営住宅	17	28
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
行政系施設	25	40
公園	17	33
その他	20	36

② 道路

分類	更新単価(単位:円/m ²)
一般道路 (一級町道、二級町道、その他の町道)	4,700
自転車歩行者道	2,700

③ 橋りょう

分類	更新単価(単位:千円/m ²)
P C、R C、石橋、木橋、その他	425
鋼橋	500

④ 上水道

分類	管径	更新単価（単位：千円/m）
導水管	300mm 未満	100
送水管	300mm 未満	100
配水管	50mm 以下	97
	75mm 以下	97
	100mm 以下	97
	125mm 以下	97
	150mm 以下	97
	200mm 以下	100
	250mm 以下	103

（6）試算ソフトの性質

試算ソフトで建築系公共施設の更新費用を試算する際、取得年度（建築年度）によって、算定パターンが変化します。

- ① 取得年度から 30 年後に大規模改修、60 年後に建替えが発生するとしています。なお、設計、施工などにより複数年度にわたって費用がかかるなどを考慮し、大規模改修では 2 年間、建替えでは 3 年間を修繕期間として設定しています。
- ② 取得年度から 31 年以上 50 年未満経過しているものについては、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、50 年以上経過しているものについては、建替え時期が近いため大規模改修は行わずに 60 年経過時の建替えを行うと仮定します。

2. 将来更新費用の試算

(1) 過去5年間における公共施設等の投資的経費

過去5年間における公共施設等に係る投資的経費は以下のとおりです。

① 建築系公共施設に係る投資的経費の内訳

(単位：千円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	61,049	206,268	0	267,317
平成29年度	23,044	83,915	0	106,959
平成30年度	0	45,067	0	45,067
令和元年度	0	0	0	0
令和2年度	292,931	36,651	0	329,582
合計	377,024	371,901	0	748,925
単年度平均	75,405	74,380	0	149,785

② 道路に係る投資的経費の内訳

(単位：千円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	49,868	112,500	0	162,368
平成29年度	47,523	55,000	0	102,523
平成30年度	40,554	0	0	40,554
令和元年度	21,373	0	0	21,373
令和2年度	25,349	0	0	25,349
合計	184,667	167,500	0	352,167
単年度平均	36,933	33,500	0	70,433

③ 橋りょうに係る投資的経費の内訳

(単位：千円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	19,475	0	0	19,475
平成29年度	47,120	0	0	47,120
平成30年度	29,851	0	0	29,851
令和元年度	29,618	0	0	29,618
令和2年度	43,995	0	0	43,995
合計	170,059	0	0	170,059
単年度平均	34,012	0	0	34,012

④ 簡易水道に係る投資的経費の内訳

(単位：千円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	38,013	3,390	0	41,403
平成29年度	9,518	8,220	0	17,738
平成30年度	3,471	0	0	3,471
令和元年度	510	0	0	510
令和2年度	19,493	0	3,661	23,154
合計	71,005	11,610	3,661	86,276
単年度平均	14,201	2,322	732	17,255

(2) 公共施設等全体の将来更新費用

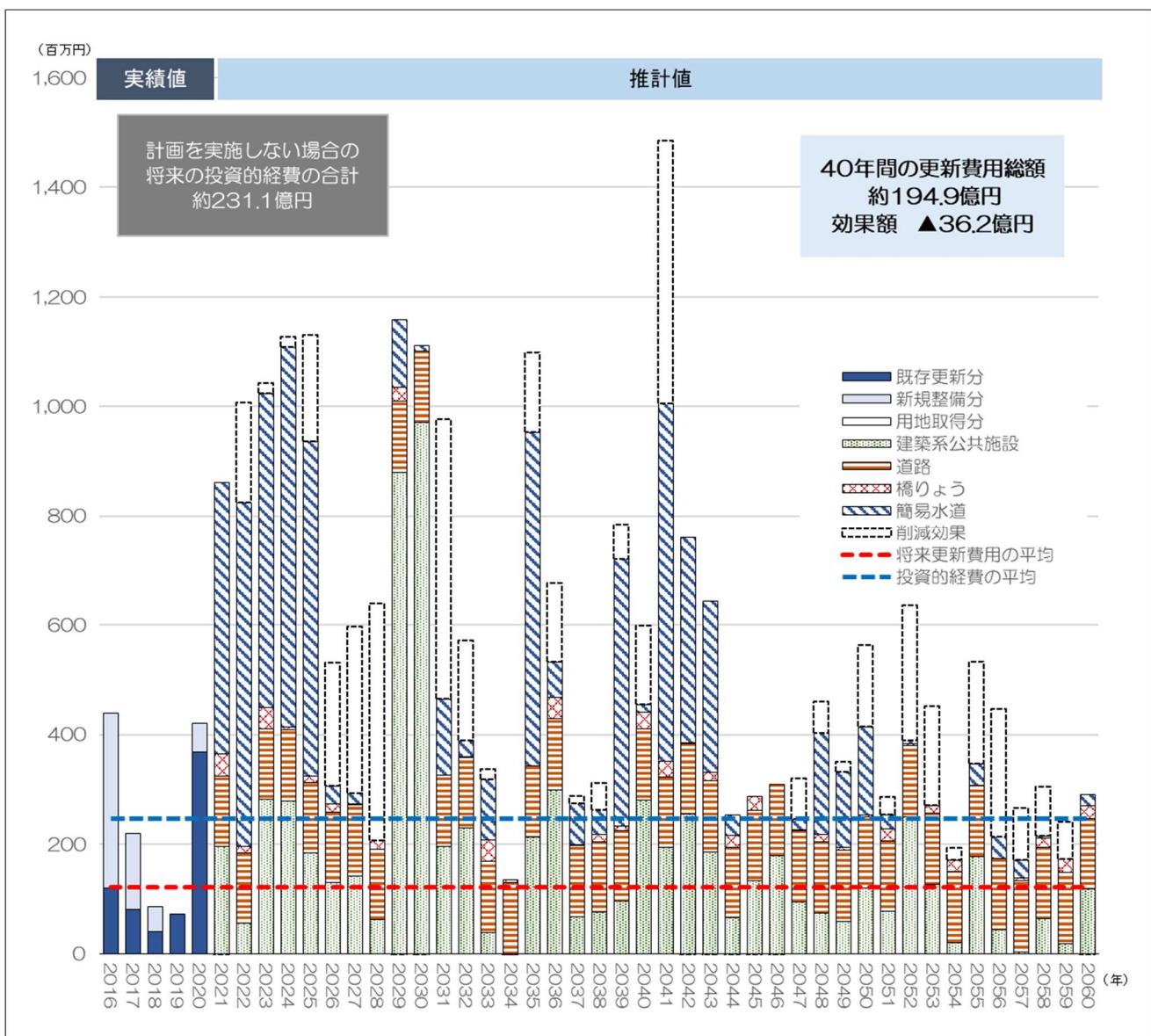
① 公共施設等全体の更新費用

前提条件にて、このまま公共施設等（建築系公共施設、道路、橋りょう、簡易水道）をすべて保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、40年間で約194.9億円、年平均約4.9億円となります。これは、これまでにかけた投資的経費の過去5年間の平均と比較して約1.97倍になります。また、過去5年間の投資的経費をみると新規整備分による支出がほぼ半数であるため、施設の現状維持の観点から、既存整備分の年平均と更新費用の年平均を比較した場合は約3.57倍となります。なお、簡易水道に係る施設の更新費用は、建築系公共施設ではなく、インフラ系公共施設（簡易水道）の区分で試算しています。

長寿命化計画に従い長寿命化を進めた場合、今後40年間における削減効果は約36.2億円になり、年平均では0.9億円の更新費用の削減につながります。

【公共施設等全体の将来更新費用推計】

種別	投資実績 (過去5年)	今後の推計			
	年平均(A) (単位：千円)	40年累計 (単位：千円)	年平均(B) (単位：千円)	更新費用の割合(%)	倍率(B/A) (単位：倍)
建築系公共施設	149,785	6,947,432	173,686	35.7	1.16
(既存更新分比較)	75,405	6,947,432	173,686	-	2.30
道路	70,433	5,171,240	129,281	26.5	1.84
(既存更新分比較)	36,933	5,171,240	129,281	-	3.50
橋りょう	3,092	551,744	13,794	2.8	4.46
(既存更新分比較)	3,092	551,744	13,794	-	4.46
簡易水道	24,195	6,819,336	170,483	35.0	7.04
(既存更新分比較)	21,095	6,819,336	170,483	-	8.08
合 計	247,505	19,489,752	487,244	100	1.97
(既存更新分比較)	136,525	19,489,752	487,244	-	3.57



② 各公共施設等の 10 年間ごとの更新費用の内訳

公共施設等全体の更新費用について、施設体系別に 10 年間ごとの期間でみると、以下のとおりとなります。

(単位：千円)

	2021 年～ 2030 年	2031 年～ 2040 年	2041 年～ 2050 年	2051 年～ 2060 年	合 計
建築系公共施設	3,180,474	1,499,964	1,362,927	904,068	6,947,432
インフラ系公共 施設	4,651,167	3,006,903	3,292,051	1,592,199	12,542,320
合計	7,831,641	4,506,867	4,654,978	2,496,267	19,489,752

建築系公共施設の更新費用について、更新種目別に 10 年間ごとの期間でみると、以下のとおりとなります。

(単位：千円)

	2021 年～ 2030 年	2031 年～ 2040 年	2041 年～ 2050 年	2051 年～ 2060 年	合 計
大規模改修	276,111	215,500	114,170	24,875	630,655
築 31 年以上 50 年未満の大規 模改修	785,929	1,185,019	910,154	736,207	3,617,309
建替え	2,118,433	99,446	338,603	142,987	2,699,468
合計	3,180,474	1,499,964	1,362,927	904,068	6,947,432

インフラ系公共施設の更新費用について、施設類型別に 10 年間ごとの期間でみると、以下のとおりとなります。

(単位：千円)

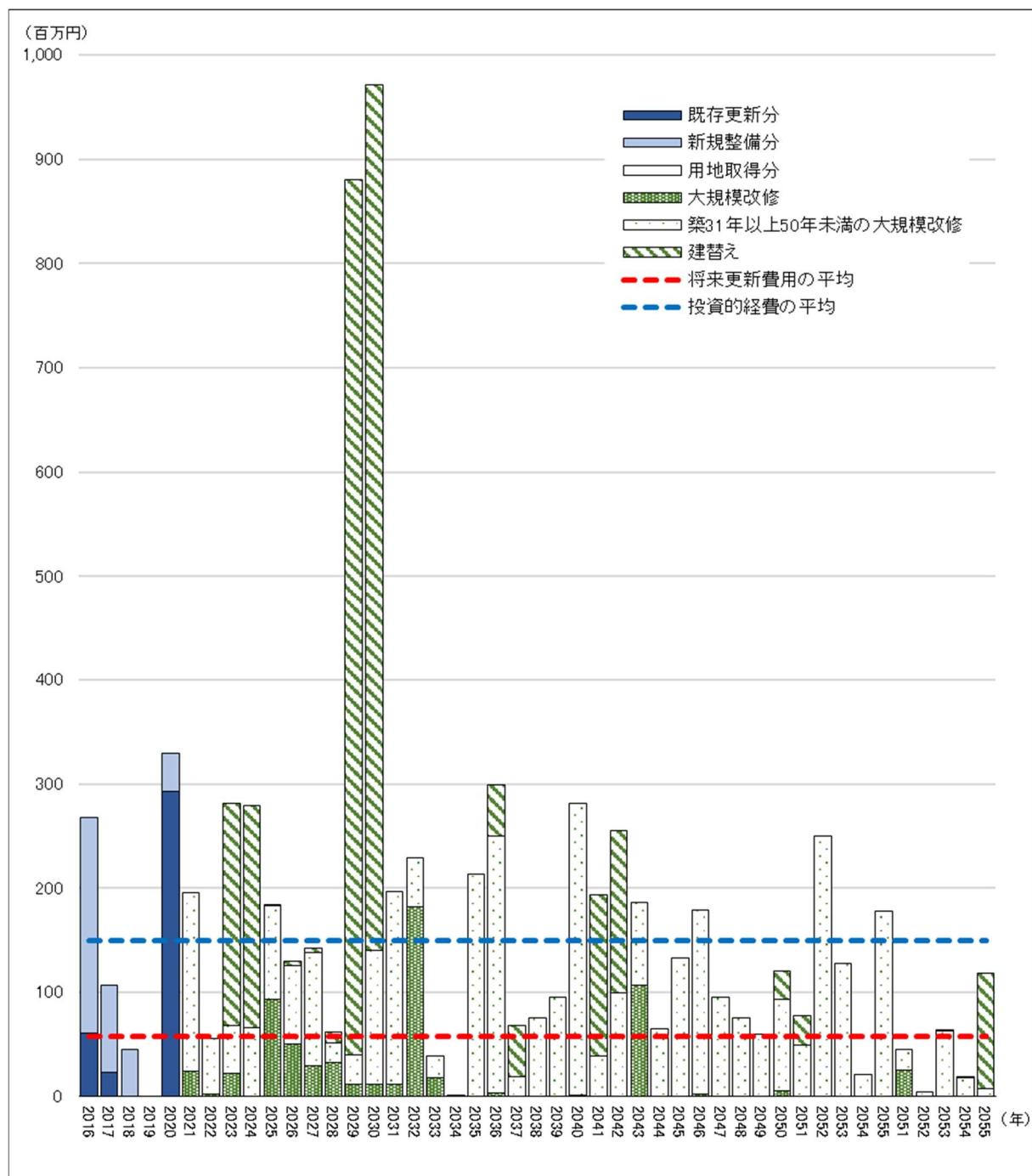
	2021 年～ 2030 年	2031 年～ 2040 年	2041 年～ 2050 年	2051 年～ 2060 年	合 計
道路	1,292,810	1,292,810	1,292,810	1,292,810	5,171,240
橋りょう	166,934	139,301	115,721	129,788	551,744
簡易水道	3,191,923	1,574,792	1,883,520	169,601	6,819,336
合計	4,651,167	3,006,903	3,292,051	1,592,199	12,542,320

(3) 建築系公共施設の将来更新費用

① 建築系公共施設の更新費用

現況で示した本町が保有する建築系公共施設の延床面積に更新単価を乗じて算定した結果、建築系公共施設の更新費用は40年間で約69.5億円、年平均約1.74億円となります。過去5年間の投資的経費の平均と更新費用の年平均を比較すると約1.16倍、また、投資的経費の既存整備分のみとの比較では約2.3倍になります。

【建築系公共施設の将来更新費用推計】



② 施設大分類別／更新種目別更新費用の内訳

建築系公共施設の更新費用について、施設大分類別に更新種目別でみると、以下のとおりとなります。40年でかかる更新費用の大きい順に、公営住宅、町民文化系施設、学校教育系施設、行政系施設となっています。

(単位：千円)

施設大分類	合計	更新種目		
		大規模改修	築31年以上50年未満の大規模改修	建替え
学校教育系施設	1,023,458	122,112	901,346	0
公営住宅	3,114,425	242,586	744,211	2,127,628
町民文化系施設	1,192,260	51,562	1,140,698	0
社会教育系施設	0	0	0	0
スポーツ・レクリエーション系施設	454,162	0	343,001	111,160
産業系施設	109,009	8,494	80,445	20,070
子育て支援施設	263,947	77,631	186,316	0
保健・福祉施設	129,462	10,800	118,663	0
行政系施設	632,849	0	0	0
公園	15,002	116,211	77,828	438,809
その他	12,859	4	14,997	0
合計	6,947,432	630,655	3,617,309	2,699,468

③ 建替え費用をすべて改修費用で賄うとした場合の更新費用

建替えについて、修繕を大規模改修でまかなう、もしくは大規模改修と同等のコストで行うと仮定した場合、更新費用は40年間で約58.9億円、年平均約1.47億円となり、通常の更新費用の試算額と比べて約30.2%減少します。これについて更新種目別に10年間ごとの期間でみると、以下のとおりとなります。

(単位：千円)

	2021年～ 2030年	2031年～ 2040年	2041年～ 2050年	2051年～ 2060年	合 計
大規模改修	276,111	215,500	114,170	24,875	630,655
築31年以上 50年未満の 大規模改修	785,929	1,185,019	910,154	736,207	3,617,309
建替え	1,294,221	60,378	205,580	81,151	1,641,330
合計	2,356,262	1,460,896	1,229,904	842,233	5,889,295

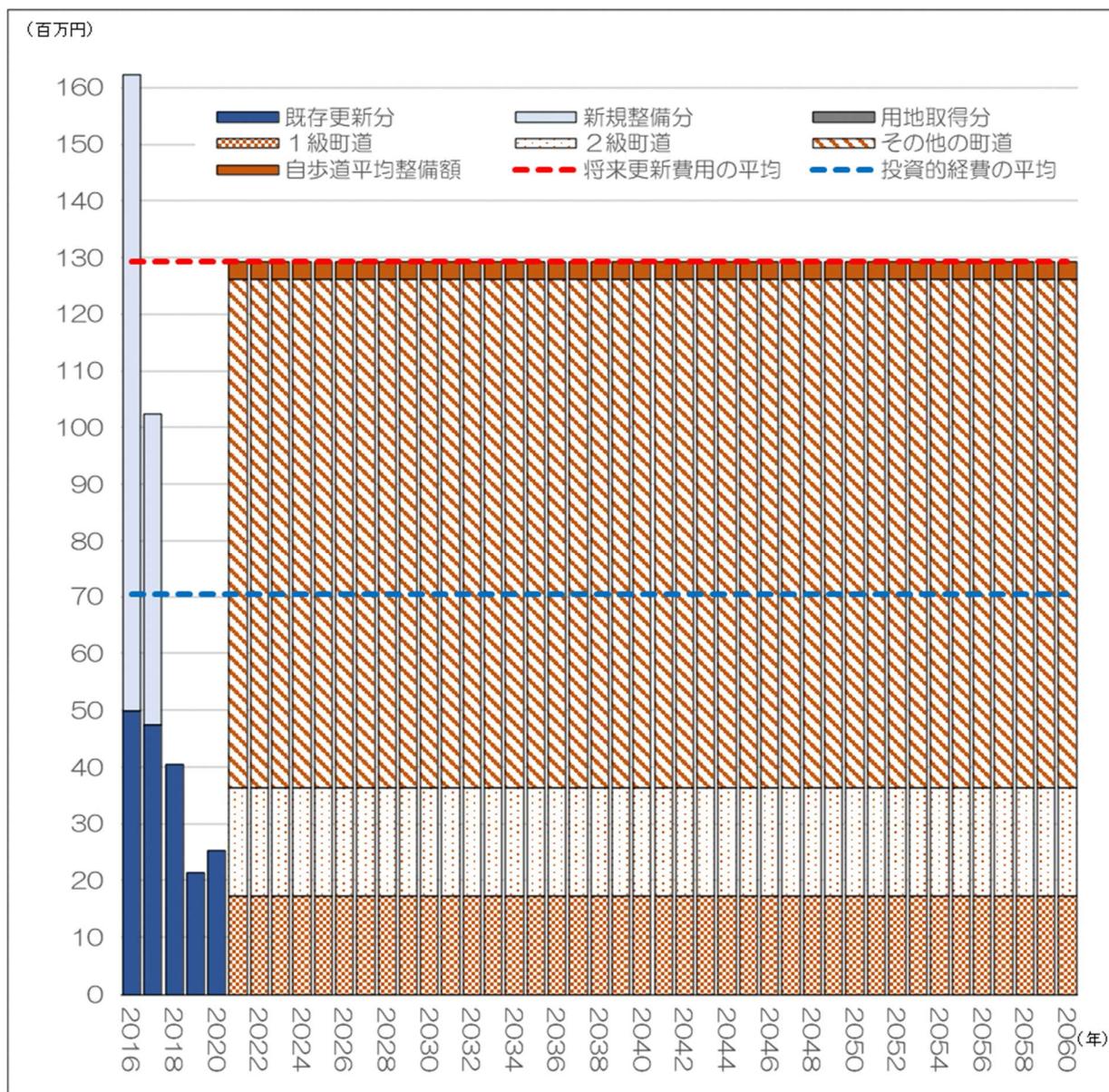
(4) インフラ系施設の将来更新費用

① 道路

現況で示した道路の面積に更新単価を乗じて算定した結果、道路の更新費用は 40 年間で約 51.7 億円、年平均約 1.3 億円となります。過去 5 年間の投資的経費と更新費用の年平均を比較すると約 1.84 倍、また、投資的経費の既存整備分のみとの比較では約 3.5 倍になります。

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に更新箇所を把握することは困難です。そのため、道路の総面積を舗装部分の耐用年数で除したものと 1 年間の舗装箇所の更新料と仮定しています。

【道路の将来更新費用推計】

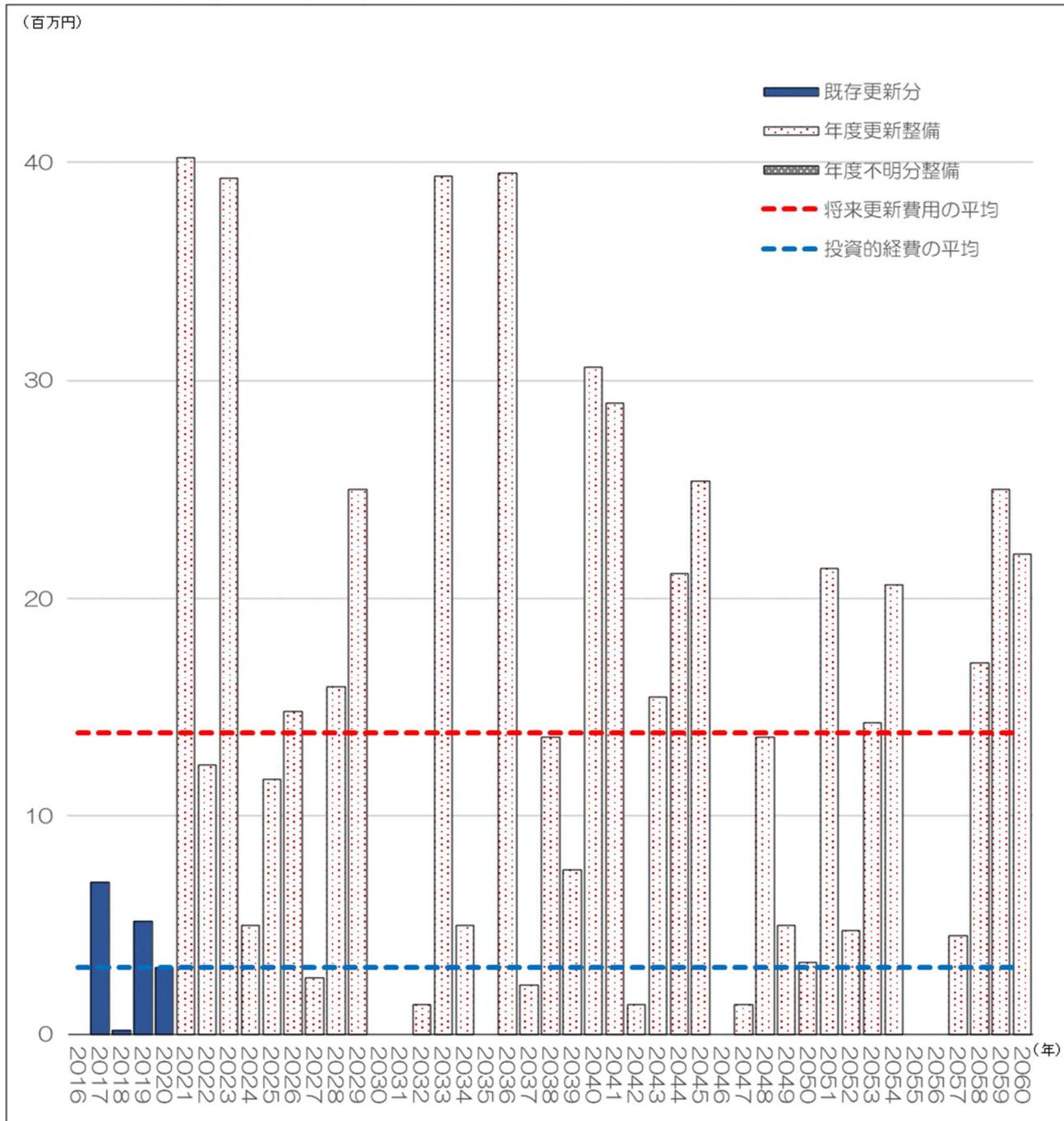


② 橋りょう

橋りょうの長寿命化計画で示された更新費用の合計は、40年間で約5.5億円、年平均約0.14億円となります。過去5年間の投資的経費と更新費用の年平均を比較すると約4.46倍になります。

橋りょうについては過去5年間における新規整備は行われていないため、既存整備分との比較でも同等となります。

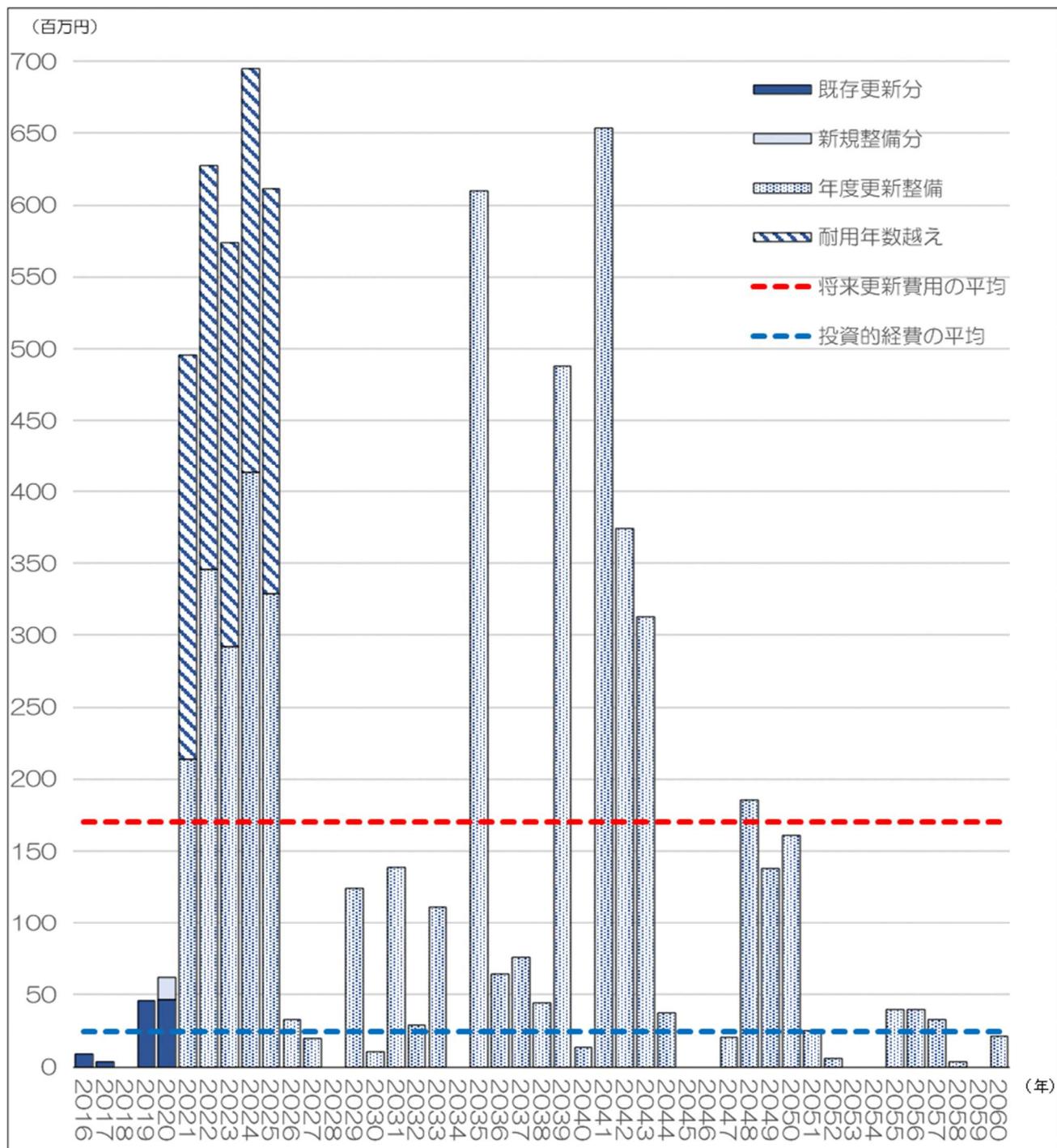
【橋りょうの将来更新費用推計】



③ 簡易水道

現況で示した簡易水道の管の延長に更新単価を乗じて算定した結果、簡易水道の更新費用は40年間で約68.2億円、年平均約1.7億円となります。過去5年間の投資的経費と更新費用の年平均を比較すると約7.04倍、また、投資的経費の既存整備分のみとの比較では約8.08倍になります。

【簡易水道の将来更新費用推計】



第5章 公共施設等に関する考え方

1. 公共施設等の管理に関する基本方針

公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、将来にわたって公共施設等を維持し、町民サービスの維持・向上を図るための基本方針は以下のとおりです。

① 公共施設等の保有総量を適正規模にする

人口減少や厳しい財政状況が予測される中、現在ある公共施設等を全て保有し続けることは不可能です。そのため、人口動向や財政状況に合わせて、将来的に維持可能な保有総量とします。

個別の公共施設等については、利用状況や町が保有する必要性、社会状況を踏まえ、類似施設の廃止等による施設総量の圧縮を進めます。単に施設を減らすだけではなく、統合、複合化等による施設の有効活用策も検討し、適切な町民サービスの提供となるよう留意します。

② 公共施設等の機能維持と安全を確保する

本町の公共施設等には老朽化した施設が多く、耐震性を確保していない施設もあります。今後も必要とされる公共施設等については、利用者が安全で安心して使えるようにするため、これまでの問題が発生してから対応する事後保全の考え方から予防保全の考え方へ転換し、財政負担の軽減を図りつつ、計画的に公共施設等の改修、更新を行っていきます。

さらに、公共施設等の改修や更新の際には、「人にやさしいユニバーサルデザイン」への配慮に努め、高齢者や障がい者等のみならず、妊娠婦や乳幼児、子ども、また、外国人などすべての人にとって「わかりやすい」、「使いやすい」ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。

③ 効率的な施設運営に取り組む

公共施設等を継続的に維持していくためには、改修・更新等のハード整備にかかる費用だけではなく、日常の運営といったソフト面に関わる費用も検討していくことが必要です。

そのため、各施設所管課が連携すると共に、全庁的な推進体制を構築します。公共施設に係る情報は、公会計に係る固定資産台帳の整備に併せ管理手法を検討し、庁内での情報共有を図ります。

また、窓口の一本化、受益者負担の考え方に基づく利用料金の見直し、民間企業のノウハウの活用など、効率的な施設運営に取り組みます。

①公共施設等の保有総量を適正規模化

新規整備の抑制 施設の複合化・多機能化 広域対応 統廃合

②公共施設等の機能維持と安全の確保

各種個別施設計画等の策定と改定 計画的な維持管理・修繕・更新 定期点検・診断 耐震化
危険箇所の早期対応 長寿命化による更新費用の平準化 ユニバーサルデザイン化の推進

③効率的な施設運営

取組の推進体制の構築 施設の一元管理 運営コストの改善 稼働率向上 民間活力の導入

2. 整備・管理に関する取組方針

■ 新規整備の抑制

既存施設の長寿命化のための維持管理を適切に行うとともに、既存施設の有効活用を推進し、新規施設整備は原則として見合わせることとします。

新規施設整備が必要な場合は、中長期的な検討を十分に行い、費用対効果を考慮した上で、厳選して整備を行います。

■ 施設の複合化・多機能化

行政機能の維持や防災面、人口の動向や利用者の動向、重複施設の有無などから優先度を定め、優先度の低い公共施設は廃止を検討します。

今後も必要な公共施設については、防災上の理由など、特に理由のある場合を除き、単独の施設整備を避け、元となる施設の機能を維持した上で複合化・多機能化の可能性を検討します。

施設等の建替えによる更新の際には、施設機能の集約化を進め、保有総量の削減に努めます。また、複合施設においては、管理運営の一元化・効率化についても検討していきます。

■ 施設保有量の適正化

施設用途が重複している施設や、分野を超えて重複している機能については、施設機能の統合や整理について検討し、施設総量の縮減を図っていきます。

また、稼働率・利用率の低い施設については運営改善に取り組みます。その上で稼働率・利用率がなお低い場合は、施設の必要性や位置している地域の実情を考慮した上で、統合・整理を検討します。

さらに、用途を廃止した公共施設は、施設の解体、売却、民間への譲渡等により処分を検討することとします。ただし、用途の変更が見込まれる場合には施設の再利用を検討します。

■ 改修・更新コスト、管理運営コストの縮減

PPP／PFI^{*}などの民間活力を活用し、施設の機能・サービスを維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減を目指します。

※PPP (Public Private Partnership : 公民連携による公共サービスの提供)

PFI (Private Finance Initiative : 民間主導による公共サービスの提供)

■ ライフサイクルコストの縮減

各施設については予防保全の実施により、施設及び設備の老朽化の早期発見と修繕に努め、計画的かつ効率的な改修・更新を実施することで、ライフサイクルコストの縮減を取り組みます。

道路・橋りょう等のインフラ系公共施設についても、老朽化の早期発見と修繕に努め、安全性を確保した長寿命化を図り、計画的かつ効率的な改修・更新を実施することで、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

■ 計画的な維持管理・修繕・更新を行う

予防保全型の維持管理を行うため、施設ごとの施設カルテを作成するとともに、施設のデータ

ベース化による改修履歴の蓄積、計画的な維持管理・修繕・更新を行います。

■ 定期的な点検・診断を実施する

公共施設等の目視・打診等による定期的な点検・診断を実施し、劣化状況を把握します。点検・診断にあたっては、施設管理を行う職員の意識啓発や点検マニュアルを整備するとともに、点検・診断の結果を施設カルテに反映し、データベースとして管理します。

■ 危険箇所に対しては速やかに対応し安全確保する

点検・診断の結果、不具合等が判明した場合は、危険度合に応じて使用の中止、修繕など迅速かつ的確に対応します。また、用途を廃止し利活用が見込めない施設については、適正な管理を行うと共に、早期に処分方法を定めます。

■ 速やかに耐震化を図る

未耐震化施設については、早期に耐震化を図り、利用者の安全を確保します。ただし、耐震化が不可能な場合、用途廃止や解体を検討します。

■ 長寿命化により、更新費用の平準化を図る

公共施設等の長寿命化は、更新コストの削減や平準化の効果が期待されます。今後も本町が保有する必要性を検証した上で、公共施設等の更新を実施するよりも、コストが低く抑えられると判断される場合は、長寿命化を進めます。長寿命化が適さない場合は、不具合や損傷に応じた修繕を行い、安全性の確保に努めます。

■ ユニバーサルデザイン化を推進する

公共施設等の改修、更新については、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」「とくしまユニバーサルデザイン基本指針」を遵守し、ユニバーサルデザイン化を推進します。

■ 稼働率の向上を図る

稼働率の低い公共施設は、利用者のニーズを踏まえ、稼働率の向上を目指します。稼働率の向上が見込めない場合は、その必要性を検討し、施設の廃止や他施設との統合、複合化を進めます。

■ 日常の運営にかかるコストを改善する

住民ニーズに対応したサービスを提供しつつ、日常の運営にかかるコストを削減するため、複合施設の窓口の一本化や受益者負担の原則に基づく利用料金の見直しなどを進め、効率的に施設を運営します。

3. 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

① 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などさまざまな素材が組み合わされ、それぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

施設等の損傷や腐食及び経年劣化による破損等は、未然防止または軽微な段階での発見対応が重要との考え方から、法定点検実施の徹底は元より、日々の点検により施設状況を適時把握し、予防保全的な視点での対応を実施します。点検診断等で得た情報を台帳化し、公共施設等全体の保全計画の基礎とします。

② 施設の診断

ア 診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- 「公共施設診断の対象となる評価項目」（次頁）より、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を実施します。
- 耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。
- 診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

イ 施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- 「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本町に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築します。
- 公共施設の主要な全施設について、施設ごとに評価を行い施設の課題と優先度を判断します。

公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追随性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

「資料：FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)」

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 維持管理・修繕

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

- 清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めます。
- 廃棄物処理については、事業系の一般廃棄物について軽減策を立案し実践します。
- 維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物にかかるトータルコストを縮減します。

② 更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していく予防保全が重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関連法規適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査	
	建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検	

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。具体的な計画となる個別施設計画や長寿命化修繕計画の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められるさまざまな性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行って更新の理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりの将来像や町の関連計画との整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。したがって更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

(3) 安全確保の実施方針

施設等の安全確保は、利用者の安全かつ安心な施設利用の前提条件であるため、点検・診断の結果、高度の危険性が認められた場合には、施設利用者の安全確保を最優先としてソフト・ハードの両面から各種対策を実施します。特に、外壁等の剥離落下や道路の大きな陥没等高い危険性が認められた場合、利用停止やバリケードの設置等安全対策を施したうえで早急に修繕等を実施します。

また、今後利用する見込みのない施設については、維持費の抑制及び老朽化等による周辺への危険が生じないようバリケードの設置等安全対策を施し取壊し等の対策を実施します。

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と、公共施設が保有する資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

次表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性、構造及び外部仕上げが挙げられます。

施設の安全確保に係る項目

評価項目			内 容
大項目	中項目	小項目	
安全性	敷地安全性 回避性	自然災害	・液状化・活断層・有・無
		土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
		浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対応策	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無 ・道路幅 ・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無 ・消防法危険物（1類・2類・3類）・有・無 ・危険物から50m以内、200m以内
		建物安全性	・基礎の安全要件の満足度 ・許容積載荷重・超過
	耐震安全性	建設年	・昭和56（1981）年5月以前
		耐震診断	・Is値>0.6 /0.6>Is値>0.3 /0.3>Is値
		耐震補強	・要・不要
		耐震等級	・等級
		免震、制震	・有・無
	火災安全性	耐火安全性	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	・避難路確保
		消火安全性	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
		空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度
	水質安全性	水質検査	・有・無
		水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
	傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
		落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
		険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
	有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）
		PCB排除	・トランス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況（年代・部位）
		フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
		CCA対策	・木造土台のCCA・有無
	公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
		風害防止性	・風害防止要件の満足度
		電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
		騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
		障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
		外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度
耐用性	耐久性	耐用年数	・経過年数の%
		耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	・構造耐久性（60年）と築年の差
	不具合現況	外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差
		付属設備耐久性	・設備耐用年数（20年）と改修年の差
		基礎・躯体	・沈下・亀裂、欠損の状況
		土台	・腐れ、欠損の状況
		柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
	外部仕上	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
		不具合	外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、バテ・シーリングの状況
		内部仕上 不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備 不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備 不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

(FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

- 本町では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み評価します。
- 危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。(ただし、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。)
- 点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行います。

(4) 耐震化の実施方針

本町が保有する公共施設については、「牟岐町耐震改修促進計画」に基づき、計画的に実施していくものとします。

耐震化の実施は、施設の老朽化や耐震基準の改正など、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施し、特に災害時の避難所指定施設や利用頻度の高い施設等については、重点的に対応していきます。構造部分の耐震性のほか、非構造部分（建物の強度に影響のない壁や天井等）の安全性（耐震性）についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した十分な検討に努めます。

また、インフラ施設においては、ライフライン等住民生活に直接影響を及ぼす施設であることから計画的な実施の検討を進めます。

(5) ユニバーサルデザイン化の実施方針

「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」、「とくしまユニバーサルデザイン基本指針」の趣旨を踏まえ、公共施設の修繕、更新等の際には、段差解消や分かりやすい案内表示の整備を行うなど、年齢や性別、障がいの有無、国籍等の違いに関係なく、誰もが安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備に努めます。

また、利用者や関係者の意見に耳を傾け、点検や改善に努めるなど、多様なニーズに応じたユニバーサルデザイン化を推進します。

(6) 長寿命化の実施方針

① 総合的かつ計画的な管理

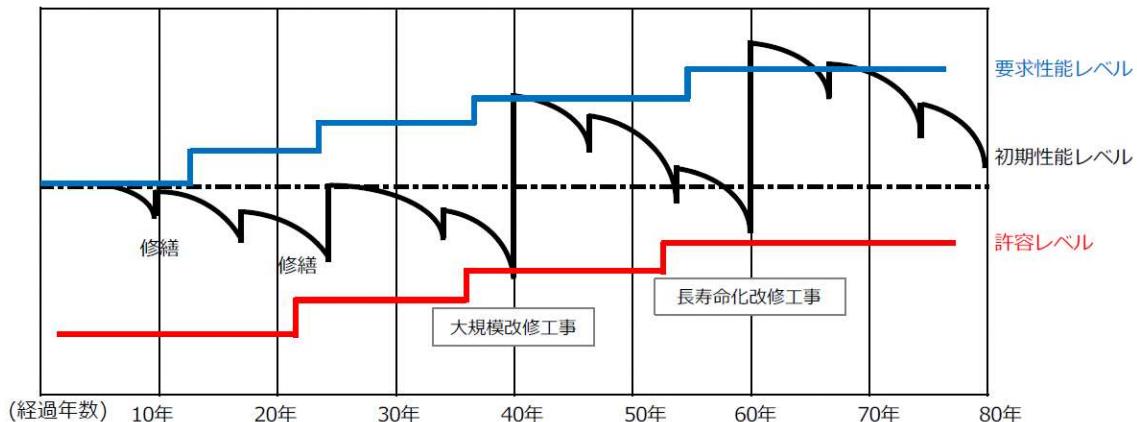
診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全により、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、公共施設等を健全な状態を保つため対策すべてを指します。点検・診断・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、定期的施設診断の結果により、小規模改修工事にて不具合箇所の是正に努めます。

② 計画的な保全、長寿命化計画

施設は建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは、通常、時間が経過するにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事を検討します。さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となります。

本町の公共施設では、大規模改修工事を建築後、おおむね20年後とし、長寿命化改修工事を建築後40年後に実施することを検討します。建替え周期は大規模改修工事を経て60年とします。ただし、その時点で診断を行い、結果、使用が可能であれば長寿命改修工事を行い、80年まで長期使用しライフサイクルコストを削減することも検討します。

【長寿命化における経過年数と機能・性能（鉄筋コンクリートの場合）】



インフラ系施設については、定期的な点検・診断や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。既に長寿命化計画が策定されている橋りょう・トンネルについては、内容を十分に踏まえ、全庁的な観点から整合を図りながら、公共施設のマネジメント全体として推進していきます。

また、今後新たに策定する個別の長寿命化計画については、本計画における方向性との整合を図るものとします。

(7) 更新および統合や廃止等の実施方針

公共施設の更新および新設は、原則として見合わせることとします。新規施設整備が必要な場合、現状と比較し同等規模以下・必要最小限の規模とし、併せて、他施設との複合化の検討を行い、費用の抑制と全体的な総量の適正化に努めます。

公共施設の統合や廃止については、施設更新時に他施設の空きスペースの有効活用や施設の複合化、民間施設の活用を含めた施設総量の管理や更新費用の抑制等、財政負担の軽減を検討します。

なお、施設の廃止等を検討する場合、行政サービス水準や機能の維持向上に留意します。また、設置目的を終えた利用見込みのない施設等は、安いな他用途への利用は行わず、地域のニーズや社会情勢等を踏まえ譲渡や取壊し等の処分を検討し、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の軽減及び施設総量の適正化に努めます。

施設の利用状況や人口構成の変化に伴う住民ニーズ及び将来の土地利用計画等を踏まえ、各施設の必要性や配置状況、機能の代替性を見直し、総量の検討を適時行います。併せて、広域連携による近隣市町村や民間施設の活用による住民サービスの提供についても検討を進めます。



施設を評価するにあたっては、建物状況と施設で行われているサービスに関する評価を行い、総合的な検討を行っていきます。なお、各施設の存続や廃止については、個別施設計画にて具体的な施設の検討を行い、判断していくこととします。



【検討結果と今後の方向性】

検討の方向	今後の方向性	
	ハード面（建物）	ソフト面（機能・性能）
継続使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づいた維持修繕実施	・効果的・効率的な運用を検討 ・それに伴う改善策を検討
	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づいた維持修繕実施 ・建替え更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取扱選択を検討 ・運用の合理化を検討
長寿命化	・空いた施設の利活用(他用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討
用途転用	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討
廃止検討	・施設廃止に伴う跡地は原則売却を検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討

【施設更新のパターンと方向性の関係】

方向性	施設更新のパターン							
	①改築	②長寿命化	③複合化・集約化		④統合・廃止		⑤用途転用	⑥譲渡
			される側	する側	される側	する側		
方向性	改築	長寿命化	継続使用 廃止 除却	改築 長寿命化 継続使用	継続使用 廃止 除却	改築 長寿命化 継続使用	改築 長寿命化 継続使用	除却

【方向性の分類基準・コスト試算に与える影響】

方向性	分類基準	コスト試算に与える影響	
		従来型の場合	長寿命化型の場合
長寿命化	■ハード・ソフト評価がともに低くないこと ■重要性の高い施設であること(町内唯一の施設 等) ■機能集約がないパターン ■集約、複合化に伴い機能集約があるパターン	・「改築」として試算する。	・「長寿命化」として試算する。
改築	■ハード評価が低いこと ■築年数 40 年以上、かつヒアリングシート内の項目「耐震性」の点数が低い(0~1点)こと ■機能集約がないパターン ■集約、複合化に伴い機能集約があるパターン	・「改築」として試算する。	・「改築」として試算する。
継続使用	■ハード・ソフト評価のいずれも低いこと ■改修しながら維持することが想定し難いもの	・「改築」として試算する。	・コスト試算の対象としない。
廃止	■ハード・ソフト評価のいずれも低いこと ■改修しながら維持することが想定し難いもの ■他の施設と統合し、とりこまれるもの	・コスト試算の対象としない。	・コスト試算の対象としない。
除却	■解体するもの	・コスト試算の対象としない。	・コスト試算の対象としない。

（8）管理の実施体制の実施方針

公共施設等の中長期的な改修や維持管理等の各種計画、施設等の統廃合及び取壊しの協議検討を一元的に行う体制を構築します。

公共施設マネジメントの意義や施設の適切な維持管理方法等について、全庁的な意識の共有を図るため、職員を対象とした研修会等を実施します。

公共施設等の適正な維持管理や更新等に係る経費については、全体の予算編成状況を踏まえる必要があるため、施設所管課と財政担当課との連携により確保に努めます。

第6章 公共施設等総合管理計画の実施体制

1. 情報管理と推進体制の構築

(1) 施設情報の一元化

本計画の推進として、総資産量を把握して全体を一元的に管理しながら、組織横断的な調整機能の発揮による進行管理を行い、方針の改定や目標の見直しを行います。

(2) 横断的な推進体制

各公共施設等の所管課による縦割りの管理運営ではなく、公共施設等を総合的かつ計画的な視点で管理運営する横断的な組織体制の構築が必要となります。庁内に推進部署を設置するなどを検討し、戦略的に進めてまいります。

推進部署では、一元化された情報を基に、施設管理基準の設定や各数値目標を明示するなど、情報やノウハウの共有化を図ります。

(3) 職員研修

全局的に本計画を推進するためには、公共施設やインフラ公共施設の現状、本計画の導入意義を十分理解し、職員一人一人が公共施設等を「賢く使うこと」の意識を持って取り組んでいく必要があります。経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、住民サービス向上のために社会構造の変化や住民のニーズに対応できるような創意工夫の実践に努めます。研修会等を通じて職員の意識啓発や本計画のあり方、コスト意識の向上を図ります。

2. 個別施設計画の策定

令和3年3月に、建築系公共施設については、公営住宅を除き、予防保全型維持管理の考え方を前提とした概算費用の算定や基本的方針等を明記する個別施設計画を策定しています。

個別施設計画は、各施設に必要な機能を維持するため中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に表した計画であり、限られた財源の中で施設を長寿命化しながら維持管理・更新コストの縮減・平準化を図るなど、戦略的に施設整備を進める点で重要であるため、定期的に計画の見直しを行います。

【個別施設計画で示す項目】

- ① 計画期間
 - ・施設の現状と今後の施設整備の基本的な方針等を考慮の上設定
- ② 目指すべき姿
- ③ 施設の実態
 - ・施設の活用状況、コスト状況等について現状と課題を整理
 - ・改修方法等の検討に必要な劣化状況等を把握し、現状と課題を整理
- ④ 基本的な方針
 - ・規模・配置計画等の方針
 - ・改修等の基本的な方針（長寿命化や予防保全、目標使用年数、改修周期等）
- ⑤ 維持管理の項目・手法等
 - ・点検、評価の項目を整理
 - ・調査や修繕の方法、周期等を設定
- ⑥ 実施計画
 - ・改修等の優先順位の考え方
 - ・改修等の内容や時期、費用等を整理し、年次計画を設定
 - ・計画の実施による効果
- ⑦ 計画の継続的運用
 - ・進捗状況等のフォローアップの実施
 - ・必要に応じた計画の更新
- ⑧ その他必要事項

3. 財政との連携

長期的な視点による施設整備・管理運営等のマネジメントも、財政措置があつてはじめて実行することができるものであり、効果的かつ効率的な管理を実施していくためには、事業担当部署との連携が必要不可欠です。

そのため、本計画の導入により、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。また、本計画による事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりについて今後検討していきます。

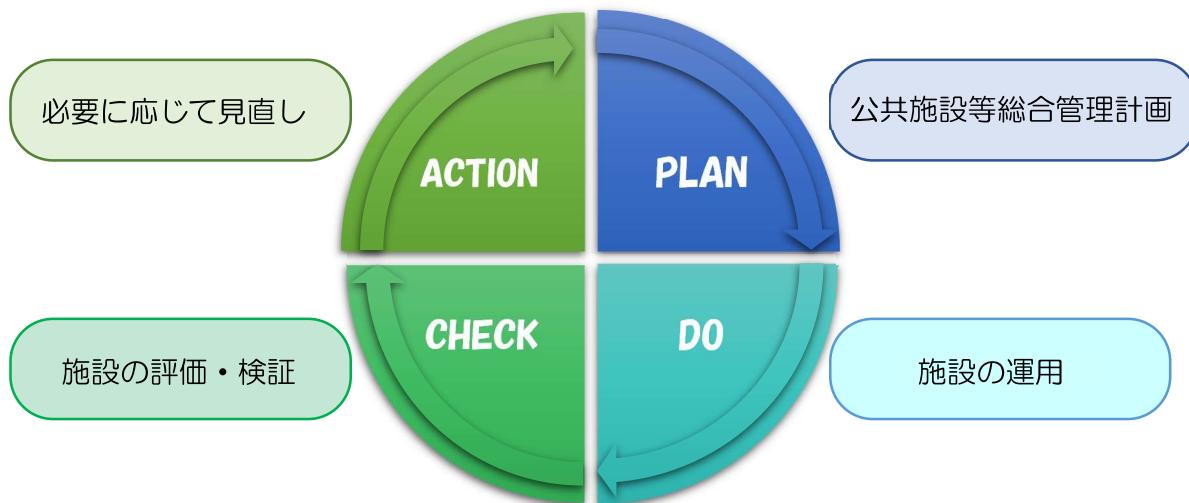
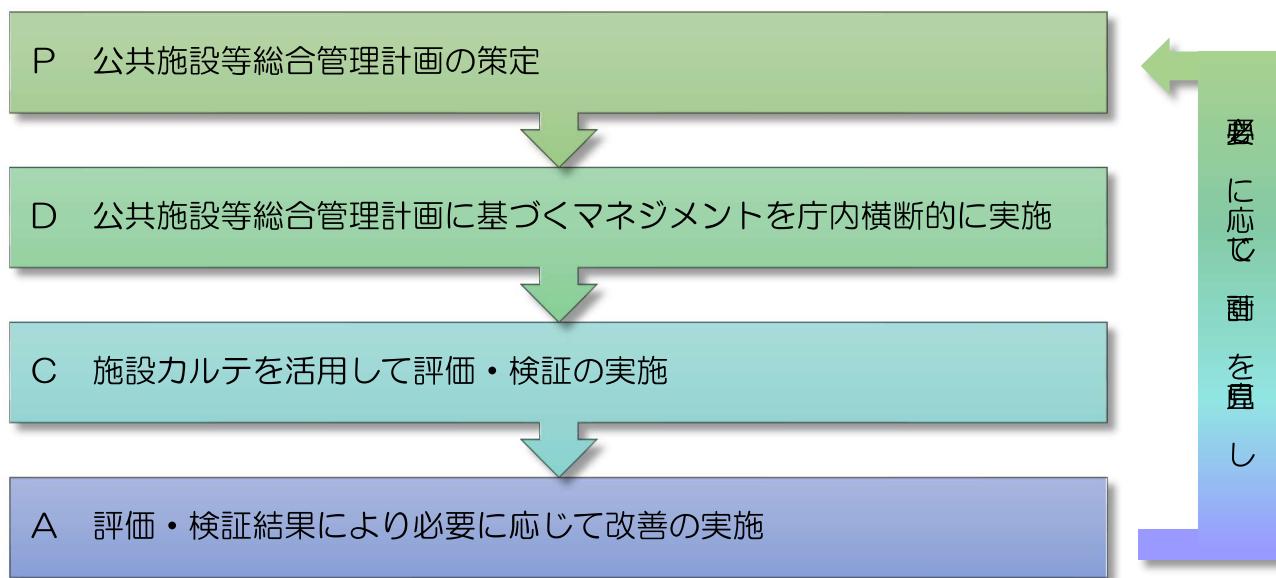
4. フォローアップの実施方針

本計画は以下の手順でフォローアップを実施します。

計画・実行・評価・改善といったPDCAサイクルを確立し、的確な管理計画の策定と着実な実行、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて計画を見直します。

また、上位計画や個別施設計画等の見直しがあった際には、本計画への反映を適宜行い、他計画との整合を取りながら計画を進めます。

【フォローアップの方針のイメージ】



5. 住民との協働

将来の公共施設等のあり方について、住民と本町が公共施設等に関する現状と課題や問題意識を共有し、幅広く議論をしていくことが必要かつ重要と考えられることから、広報等による施設情報の公開や維持管理への参画等により、住民の理解と協働を推進します。

公共施設等を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と本町の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

公共施設等における行政サービスについては、その有効性を高めながら、維持管理の成果や利活用状況に関する情報を住民へ向けて提供します。

また、公共施設等の統合や廃止は、住民サービスの水準低下を伴うことがあります。それを最小限にするために、住民合意の可能性を検討する必要があります。

第7章 施設類型別の管理に関する考え方

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的方針

(1) 学校教育系施設

① 学校

- 小学校及び中学校については、安全・安心な施設運営ができるよう集中的な整備を行いました。今後は、長期に渡って継続的に使用していくための定期的な修繕による維持管理を行うとともに、計画的に改修及び建替えの時期を検討していきます。
- 保有量の適正化完了により、今後は地域のコミュニティと防災拠点化となる学校施設整備を実施していきます。

② その他教育施設

- 給食センターについては、長期に渡って継続的に使用していくための定期的な修繕による維持管理を行うとともに、計画的に改修及び建替えの時期を検討していきます。

③ 旧学校施設

- 旧学校教育系施設は、継続可能な施設は現状のまま利活用を続け、老朽化の状況を考慮しながら、施設の方向性を具体的に検討します。

(2) 公営住宅

① 公営住宅

- 安全・安心な住宅として継続的に使用できるよう、計画的かつ効率的な修繕と改修・建替えに取り組んでいきます。
- 高齢化や人口減少などによる住宅の需要の変化を見据えながら、適切な規模と配置・機能となるよう見直しを進めていきます。
- 定住に寄与する地域コミュニティを維持し、賑わいを創出するなど住環境形成を支援するために、多様な世帯が居住する良好な住環境形成を図ります。

(3) 町民文化系施設

① 集会施設

- 地域住民のコミュニティ形成に必要な施設であり、避難場所としても指定されているため、日常的な点検・診断による施設の維持・補修に努めながら、施設の長寿命化について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。
- 施設の更新の際は、耐震の状況や浸水地域等を踏まえた配置、利用頻度を考慮しながら、施設機能の複合化や統合・廃止についても検討していきます。

② 文化施設

- 老朽化が進んでいる施設が多くあるため、日常的な点検・診断による施設の維持・補修に努めながら、施設の長寿命化について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。
- 一部施設については、現状のまま利用を続け、利用頻度や老朽化の状況を考慮しながら、廃止・撤去についても検討していきます。

(4) 社会教育系施設

① 博物館等

- 日常的な点検・診断による施設の補修に努めながら、可能な限り、施設の維持を効率的に取り組んでいきます。
- 施設の管理・運営については民間活力を利用して、効率的・効果的に行っていきます。

(5) スポーツ・レクリエーション系施設

① スポーツ施設

- 各施設については、安全・安心に使用できるよう、日常的な点検・診断による施設の維持・補修に努めながら、施設の長寿命化について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。
- 施設の管理・運営については民間活力を利用して、効率的・効果的に行っていきます。

(6) 産業系施設

① 産業系施設

- 各施設については、安全・安心に使用できるよう、日常的な点検・診断による施設の維持・補修に努めながら、施設の長寿命化について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。
- 一部施設については、施設機能の複合化や統合について検討するとともに、利用頻度や老朽化の状況を考慮しながら、廃止・撤去についても検討していきます。
- 一部施設の管理・運営については今後も各管理者への委託を実施していきます。
- 歴史的建築物は、安全性に注意しながら適切な改修検討を行い、今後も保存に取り組みます。

(7) 子育て支援施設

① 幼保・子ども園

- 安全・安心に使用できるよう、日常的な点検・診断による施設の維持・補修に努めながら、施設の長寿命化について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。
- 旧西部保育所については、施設の解体に向けて取り組んでいくとともに、施設跡地の運用について検討を進めています。

(8) 保健・福祉施設

① 高齢福祉施設

- 高齢者の生活支援施設及びコミュニティ形成の施設として、また、災害時には、ボランティアセンターや避難所等になるため重要な施設であるため、日常的な点検・診断による施設の維持・補修に努めながら、施設の長寿命化について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。

② 保健施設

- 災害時には、避難所等になるため重要な施設であるため、日常的な点検・診断による施設の維持・補修に努めながら、施設の長寿命化について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。

(9) 行政系施設

① 庁舎等

- 老朽化が進んでいるため、災害等の緊急時においても行政機能の維持を可能にするとともに、施設機能を継続的に運用できるよう、移転・建替えについて検討していきます。

- 日常的な点検・診断による施設の維持・補修に努めながら、施設の長寿命化について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。

② 消防施設

- 「消防倉庫」はいずれも火災に対処するための必要な消防設備です。施設の方向性としては「改築」か「長寿命化」による対応となります。

- 各施設については、日常的な点検・診断による施設の維持・補修に努めながら、施設の長寿命化について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。

- 老朽化の進む施設もあるため、大規模改修及び建替えを検討するとともに、津波避難ビル化など、施設の複合化についても検討していきます。

(10) 公園

① 公園

- 各施設については、日常的な点検・診断による施設の維持・補修に努めながら、施設の長寿命化について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。

- 施設の管理については、関係団体や民間への委託の可能性について検討していきます。

(11) その他

① その他

- 各施設については、日常的な点検・診断による施設の維持・補修に努めながら、施設の長寿命化について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。

- 公衆トイレ等については、利便性の向上や外国人への対応を考慮し、バリアフリー化・ユニバーサルデザインについて検討していきます。

2. インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 道路

① 道路

- 安全の確保を最優先とし、良好な状態を保ちつつ道路全体の最適化を図ります。改修時期の検討や定期点検等が必要であり、各道路の利用状況や老朽化状況を見据えながら、維持管理について計画的かつ効率的に行っていく必要があります。
- 今後、新たに整備が必要となる道路については、整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本として、財政状況・将来投資見込みとの整合性を図りながら優先順位を定めます。

② 農道・林道

- 安全の確保を優先し、良好な状態を保ちつつ農道・林道全体の最適化を図ります。また、管理団体や地元関係者との連携を図り、機能の維持・向上に努めます。
- 今後、新たに必要となる農道・林道の整備については、整備による効果を熟慮した上で、計画的かつ効率的に実施していきます。
- 各農道・林道の改修及び修繕については、今後策定を予定している長寿命化修繕計画により計画的かつ効率的に行っていきます。

(2) 橋りょう

① 橋りょう

- 安全の確保を最優先とし、良好な状態を保ちつつ橋りょう全体の最適化を図ります。
- 橋りょう定期点検は継続して行うとともに、健全性の判定区分Ⅲの橋りょうから対策を行います。また、調査設計と修繕工事は隔年で行うことを事業方針とし、財政状況を踏まえた修繕計画を立てます。
- 町道橋りょうの改修及び修繕については「牟岐町橋梁長寿命化修繕計画」により計画的かつ効率的に行っていきます。林道橋梁については、「林道橋梁個別施設計画」により計画的かつ効率的に長寿命化を図っていきます。農道橋梁については、今後策定を予定している長寿命化修繕計画に添って施設の長寿命化を図っていきます。

(3) トンネル

① トンネル

- 安全の確保を最優先とし、良好な状態を保ちつつトンネル全体の最適化を図ります。
- 日常的に実施される「通常点検」と5年に1回の「定期点検」により、トンネルの状態（健全度）を把握します。定期点検の結果、老朽化対策を段階的に行い、健全度Ⅲへの対策が完了後、予防保全での管理を目指します。

- 各トンネルの改修及び修繕については「牟岐町トンネル長寿命化修繕計画」により計画的かつ効率的に行っていきます。

(4) 簡易水道

① 簡易水道

- 管路の接続や更新については、改修時期の検討や定期点検等による適正な維持管理を計画的かつ財政状況に見合った投資に行っていきます。
- 大規模災害時にライフラインを守ることができるよう強い水道を目指し、管路の更新にあたっては、安全性を考慮した上で、より耐久性が高いものへと適時更新を行っていきます。
- 個別業務のアウトソーシングから包括的民間委託の導入など段階的な実施検討を継続的に行います。

資料 建築系公共施設一覧

No.	所管課	施設大分類	施設中分類	施設名	面積(m ²)	建築年度
1	総務課	行政系施設	庁舎等	牟岐町役場庁舎	2,280	1973 (S48)
2			庁舎等	牟岐町役場車庫	17	1973 (S48)
3			消防施設	消防倉庫 第1分団	102	1982 (S57)
4			消防施設	消防倉庫 第2分団	119	2001 (H13)
5			消防施設	消防倉庫 第3分団	103	1995 (H7)
6			消防施設	消防倉庫 第4分団	18	1978 (S53)
7			消防施設	消防倉庫 第5分団	113	1973 (S48)
8			消防施設	消防倉庫 第6分団	120	1999 (H11)
9			消防施設	消防倉庫 第7分団(灘)	58	1976 (S51)
10			消防施設	消防倉庫 第7分団(古牟岐)	12	1998 (H10)
11			消防施設	消防倉庫(清水)	14	1993 (H5)
12			その他	防災行政無線中継局(鍛冶屋谷山)	8	2020 (R2)
13	市民文化系施設	集会施設	東部コミュニティセンター	266	1982 (S57)	
14			内妻コミュニティセンター	174	1982 (S57)	
15			西又コミュニティセンター	150	1985 (S60)	
16			川長コミュニティセンター	111	1989 (H1)	
17			宮の本コミュニティセンター	250	1992 (H4)	
18			天神前コミュニティセンター	117	1992 (H4)	
19			橋コミュニティセンター	119	1996 (H8)	
20			灘コミュニティセンター	163	1996 (H8)	
21			古牟岐コミュニティセンター	80	1998 (H10)	
22			小松コミュニティセンター	74	1998 (H10)	
23			笹見コミュニティセンター	88	1999 (H11)	
24			東の中コミュニティセンター	180	2001 (H13)	
25			関コミュニティセンター	71	2001 (H13)	
26			同倫コミュニティセンター	153	2006 (H18)	
27			西浦コミュニティセンター	268	2006 (H18)	
28			平野コミュニティセンター	94	2007 (H19)	
29			出羽島集会所(旧出羽小体育館)	505	1985 (S60)	
30			文化施設	中村地域活性化センター(旧牟岐小北校舎)	1,891	1982 (S57)
31	学校教育系施設	旧学校教育系施設	旧牟岐小学校(南校舎)	1,859	1969 (S44)	
32		子育て支援施設	幼保・こども園	旧西部保育所	1,626	1976 (S51)
33		その他	その他	地区倉庫(旧消防倉庫第6分団)	24	1973 (S48)
34	住民福祉課	市民文化系施設	文化施設	清水文化センター	250	1975 (S50)
35			文化施設	横瀬公会堂(横瀬文化センター)	149	1977 (S52)
36			文化施設	隣保館	213	1981 (S56)
37	公営住宅	公営住宅	楠ノ浦公営住宅	69	1960 (S35)	
38		公営住宅	楠ノ浦公営住宅	69	1960 (S35)	
39		公営住宅	奥前公営住宅	67	1971 (S46)	

No.	所管課	施設大分類	施設中分類	施設名	面積 (m ²)	建築年度
40	住民福祉課	公営住宅	公営住宅	奥前公営住宅	135	1971 (S46)
41			公営住宅	奥前公営住宅	102	1972 (S47)
42			公営住宅	清水公営住宅	374	1976 (S51)
43			公営住宅	清水公営住宅	374	1976 (S51)
44			公営住宅	瀬戸川公営住宅（上）A棟	300	1977 (S52)
45			公営住宅	瀬戸川公営住宅（上）B棟	300	1977 (S52)
46			公営住宅	瀬戸川公営住宅（上）物置	32	1977 (S52)
47			公営住宅	瀬戸川公営住宅（下）	1,038	1978 (S53)
48			公営住宅	瀬戸川公営住宅（下）物置	51	1978 (S53)
49			公営住宅	瀬戸川公営住宅（下）ポンプ室	6	1978 (S53)
50			公営住宅	杉谷公営住宅	593	1979 (S54)
51			公営住宅	横瀬公営住宅（下）	201	1981 (S56)
52			公営住宅	横瀬公営住宅（下）	134	1981 (S56)
53			公営住宅	横瀬公営住宅（上）3戸	213	1986 (S61)
54			公営住宅	横瀬公営住宅（上）2戸	142	1986 (S61)
55			公営住宅	皆ノ谷公営住宅1号棟	604	1991 (H3)
56			公営住宅	皆ノ谷公営住宅2号棟	453	1991 (H3)
57			公営住宅	皆ノ谷公営住宅 物置	48	1991 (H3)
58			公営住宅	皆ノ谷公営住宅 L P庫	5	1991 (H3)
59			公営住宅	公営住宅大牟岐田団地南棟	101	2000 (H12)
60			公営住宅	公営住宅大牟岐田団地北棟	49	2000 (H12)
61			公営住宅	公営住宅大牟岐田団地北棟	49	2000 (H12)
62			公営住宅	公営住宅きやの団地北棟（A棟）	156	2002 (H14)
63			公営住宅	公営住宅きやの団地北棟（B棟）	156	2002 (H14)
64			公営住宅	公営住宅きやの団地北棟（C棟）	157	2002 (H14)
65			公営住宅	公営住宅きやの団地北棟（D棟）	157	2002 (H14)
66			公営住宅	公営住宅きやの団地南棟	156	2003 (H15)
67			公営住宅	公営住宅きやの団地南棟	156	2003 (H15)
68			公営住宅	小集落地区改良住宅（大川団地）3・4	134	1971 (S46)
69			公営住宅	小集落地区改良住宅（大川団地）5・6	134	1971 (S46)
70			公営住宅	小集落地区改良住宅（大川団地）7・8	134	1971 (S46)
71			公営住宅	小集落地区改良住宅（大川団地）9・10	134	1971 (S46)
72			公営住宅	小集落地区改良住宅（大川団地）11・12	134	1971 (S46)
73			公営住宅	小集落地区改良住宅（大川団地）13・14	134	1971 (S46)
74			公営住宅	小集落地区改良住宅（大川団地）25・26	134	1972 (S47)
75			公営住宅	小集落地区改良住宅（大川団地）45・46	134	1973 (S48)
76			公営住宅	小集落地区改良住宅（大川団地）47・48	134	1973 (S48)
77			公営住宅	小集落地区改良住宅（大川団地）49・50	134	1973 (S48)
78			公営住宅	清水南団地（1・2）	164	2005 (H17)
79			公営住宅	清水南団地（3・4）	164	2005 (H17)
80			公営住宅	清水南団地（5・6）	164	2005 (H17)

No.	所管課	施設大分類	施設中分類	施設名	面積 (m ²)	建築年度
81	住民福祉課	公営住宅	公営住宅	清水南団地(7・8)	164	2005(H17)
82			公営住宅	清水南団地(9・10)	164	2005(H17)
83			公営住宅	清水南団地(11・12)	164	2005(H17)
84			公営住宅	清水南団地(13・14)	165	2005(H17)
85			公営住宅	清水南団地(15・16)	165	2005(H17)
86			公営住宅	清水南団地(17・18)	165	2006(H18)
87			公営住宅	清水南団地(19・20)	165	2006(H18)
88			公営住宅	清水南団地(21・22)	165	2007(H19)
89			公営住宅	清水南団地(23・24)	165	2007(H19)
90			公営住宅	清水東団地(1・2)	165	2008(H20)
91			公営住宅	清水東団地(3・4)	165	2008(H20)
92			公営住宅	清水東団地(5・6)	165	2009(H21)
93			公営住宅	清水東団地(7・8)	165	2010(H22)
94			公営住宅	清水東団地(9・10)	165	2011(H23)
95		子育て支援施設	幼保・こども園	牟岐保育園	1,412	2012(H24)
96	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	デイサービスセンター		609	1991(H3)
97		高齢者福祉施設	高齢者交流施設「浜の家」		269	2008(H20)
98		保健施設	出羽島保健福祉センター		97	1999(H11)
99		その他	その他	火葬場(斎場棟・待合棟)	265	1979(S54)
100			その他	内妻衛生現場倉庫	13	1992(H4)
101	産業課	町民文化系施設	集会施設	喜来多目的集会所	118	1991(H3)
102			文化施設	河内地域活性化センター(旧河内小校舎)	842	1966(S41)
103		社会教育系施設	博物館等	木造モデル施設「モラスコむぎ」	830	1987(S62)
104		スポーツ・レクリエーション系施設	体育施設	スキューバダイビングシャワー棟	69	2000(H12)
105		産業系施設	産業系施設	辺川農業構造改善センター	223	1978(S53)
106			産業系施設	出羽島漁村センター	286	1986(S61)
107			産業系施設	農水産物処理加工施設	100	1988(S63)
108			産業系施設	水産資源栽培センター	227	1989(H1)
109			産業系施設	大戸漁村センター	309	1990(H2)
110			産業系施設	CON・SO(旧船戸荘)	268	1971(S46)
111			産業系施設	出羽島交流施設「波止の家」	99	2016(H28)
112			産業系施設	旧青木邸(歴史的古民家)	110	1929(S4)
113			産業系施設	番屋(歴史的古民家)	189	1920(T9)
114			産業系施設	旧寺島邸(歴史的古民家)	79	1840
115	その他	その他	橘倉庫(旧温泉倉庫)		55	1995(H7)
116		その他	浜崎公衆便所		8	1975(S50)
117		その他	古牟岐公衆便所		5	1975(S50)
118		その他	出羽島遊歩道公衆便所		16	1990(H2)
119		その他	内妻海岸公衆トイレ		51	1996(H8)
120		その他	牟岐漁港公衆便所(楠ノ浦)		26	2001(H13)
121	建設課	行政系施設	消防施設	建設現場倉庫及び車庫・水防倉庫	308	1990(H2)

No.	所管課	施設大分類	施設中分類	施設名	面積 (m ²)	建築年度
122	建設課	公園	公園	内妻公園グランド公衆トイレ	114	1982 (S57)
123			公園	大牟岐田公園公衆便所	5	1985 (S60)
124	教育委員会	町民文化系施設	文化施設	町民センター	695	1985 (S60)
125			文化施設	海の総合文化センター	3,770	1995 (H7)
126			文化施設	海の総合文化センター 車庫	56	1995 (H7)
127		スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民体育館	1,647	1980 (S55)
128			スポーツ施設	町民プール (B&G)	1,010	1984 (S59)
129			スポーツ施設	旧牟岐小学校体育館	936	1998 (H10)
130		学校教育系施設	学校	牟岐中学校	2,977	1980 (S55)
131			学校	牟岐中学校体育館	1,292	1990 (H2)
132			学校	牟岐小学校	2,518	2012 (H24)
133			その他の教育施設	学校給食センター	257	2013 (H25)
134			旧学校教育系施設	旧学校給食センター	256	1984 (S59)
135			旧学校教育系施設	旧牟岐小運動場便所	5	1968 (S43)
136			旧学校教育系施設	旧河内小体育館	460	1978 (S53)
137			旧学校教育系施設	旧河内小配膳室	15	1998 (H10)

牟岐町公共施設等総合管理計画

発 行：牟岐町

住 所：〒775-8570

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4

電 話：0884-72-3411